

平成 20 年 9 月 定例会（第 290 回）
10 月 1 日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

一般質問項目

1 [交通問題](#)

① [バス路線](#)

② [地域公共交通](#)

③ [公共交通への利用転換](#)

2 [県道天理王寺線](#)

3 [食の安全](#)

4 [特定健康診査について](#)

平成20年 9月 定例会（第290回）

平成二十年

第二百九十回定例奈良県議会会議録 第四号

九月

平成二十年十月一日（水曜日）午後一時開議

出席議員（四十四名）

一番	小林茂樹	二番	藤井 守
三番	井岡正徳	四番	浅川清仁
五番	岡 史朗	六番	大国正博
七番	尾崎充典	八番	藤野良次
九番	宮本次郎	一〇番	松尾勇臣
一一番	上田 悟	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	田中惟允
一五番	畠 真夕美	一六番	森山賀文
一七番	森川喜之	一八番	高柳忠夫
一九番	中野明美	二〇番	山村幸穂
二一番	岩田国夫	二二番	神田加津代
二三番	安井宏一	二四番	奥山博康
二五番	荻田義雄	二六番	粒谷友示
二七番	丸野智彦	二八番	岩城 明
二九番	藤本昭広	三〇番	田尻 匠
三一番	今井光子	三二番	田中美智子
三三番	国中憲治	三四番	中村 昭
三五番	辻本黎士	三六番	米田忠則
三七番	新谷紘一	三八番	出口武男
三九番	秋本登志嗣	四〇番	小泉米造
四一番	服部恵竜	四二番	山下 力
四三番	梶川虔二	四四番	川口正志

議事日程

- 一、当局に対する一般質問
- 一、追加議案の上程

○副議長（神田加津代） これより本日の会議を開きます。

○副議長（神田加津代） この際、お諮りします。

追加議案の上程を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○副議長（神田加津代） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、二十七番丸野智彦議員に発言を許します。――二十七番丸野智彦議員。（拍手）

◆二十七番（丸野智彦） （登壇）議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

我がふるさと大和高田市は、古くは商都と呼ばれ、県下第二の都市として、そして中南和地域の拠点として栄えたものでありますが、近年は、その座を橿原市に取ってかわられ、かつての勢いを知る者にとっては非常に寂しい限りではありますが、しかし、昔を懐かしがってばかりはいられません。現に靴下や地場産業で新製品の開発をして頑張っている企業もあれば、商店街の活性化に向けて取り組んでいる地区もあります。

私は、大和高田市と近隣市町村がよい意味で競争して、地域を盛り上げていくことが奈良県の発展にもつながるものと思っております。そうしたことから、これまで本会議や所属する委員会において、大和高田市域における県政の諸課題を中心に、県の見解や取り組みについてお尋ねをしてきました。施策の推進に一定の成果が見えるものもありますが、この点においては、まず理事者の皆様のご尽力に感謝を申し上げますとともに、諸般の事情により、そうでないものもありますので、引き続きご尽力いただきたいと思います。

さて、米国のサブプライムローンに端を発した世界的な経済・金融不安、原油高が及ぼす食料危機、国内では相次ぐ若い命を奪うといった凶悪犯罪、また相次ぐ食品偽装問題や、また、これまでにあまり経験したことがない短時間での局地的な豪雨といったことなど、私たちの生活の安全・安心を脅かす事象が後を絶ちません。そこで、今回の一般質問では、県民生活の安全・安心の確保の観点から、大和高田市における課題も含め、数点お尋ねいたします。

まず最初に、大和高田市立病院が抱える課題を中心として、医療の問題について知事にお伺いします。

大和高田市立病院は、昭和四十五年に開設以来、大和高田市はもとより、香芝市や葛城市など周辺地域の中核的病院として、地域住民に安心・安全な医療を提供する役割を果たしてきたところであります。小児科の二次救急医療体制を担う輪番体制にも平成九年一月の制度開始時から参画するなど、県の救急医療や小児科医療にも重要な役割を担っているところであります。

現在、大和高田市立病院では、今年度中の公立病院改革プランの策定に向け、全職員が一丸となって取り組んでいるところであります。県においても地域医療等対策協議会に公立病院改革部会を設け、市町村立病院を含めた公立病院の今後のあり方について調査・検討を行っているとのことですが、自治体の財政事情が厳しい中、周辺自治体を含めた広域的な医療を提供する大和高田市立病院を高田市民の税金で支えていくということは、今後、困難も予想されます。

そこで、知事にお伺いします。

公立病院改革を進められるに当たって、大和高田市立病院のような市町村が運営する地域の中核的病院の役割をどのように考え、あるべき姿を描こうとしておられるのでしょうか。

また、分娩を休止する病院が相次ぐ中、大和高田市立病院は、県の中南部においては県立医科大学附属病院以外で唯一の分娩を継続している公的病院であり、分娩取り扱い件数は、平成十九年においておよそ七百件と、この地域最大の産科機能を担っております。さらに、昨年度は県のモデル事業としてスタートした助産師外来にも積極的に取り組むなど、地域で安心して出産できる体制の確保に大きく貢献しているところでありますが、県全体の産科の医師不足による周辺病院での分娩取り扱い中止などの影響を受け、大和高田市立病院の医師が取り扱う妊婦さんの数が限度を超えてきたという事情から、現在では葛城広域圏管内以外の方の分娩予約をお断りしている状況であります。このような中、大和高田市立病院が担ってきたお産に関する役割をどう評価し、今後、県全体で安心できるお産の体制を構築するため、どのように取り組むおつもりなのか、知事の考えをお伺いします。

次に、健康長寿についてお伺いします。

我が国の平均寿命は、ことしの新聞報道によると、男性がおよそ七十九歳、女性がおよそ八十六歳であり、二年続けて長寿を更新しました。また、平成十七年度の奈良県の平均寿命は、男性が全国で九位、女性が二十四位で、特に男性は全国でも高位にあります。また、奈良県の高齢化率は、平成十七年の国勢調査によると一九・九%であり、およそ五人に一人が六十五歳以上の高齢者であります。さらに、高齢化の将来予測によると、奈良県は全国レベル以上の高齢化の進展が予想されると言われています。これらのことから、奈良県の高齢者の施策は、重要課題ではないかと考えます。

平均寿命は延びましたが、健康で長生きであるということが本人や家族にとっても誠に望ましいことでもあります。私も、先日、足が痛くなり、整体の治療を受けましたが、周りの受診者はやはり高齢者が多く、病気をもちながらも自立できていることのすばらしさを痛感いたしました。年齢とともに体が衰えていくということは仕方がないこととしても、できるだけ体力を維持して生き生きと生きがいを持って生活できることが高齢者にとって何よりも大切であると思います。

また、死亡原因で多い、がん、心疾患、脳血管疾患などは、本人にとっての苦痛であるとともに家族の負担も大きいものがあります。これらの疾患は、生活習慣を原因として発

病するところから生活習慣病と呼ばれ、死亡原因の六割以上を占めているとともに、高齢者の要介護の原因としても大きいものと聞いています。生活習慣病であるからには、生活習慣を見直すことにより予防できるはずです。

そこで健康安全局長にお伺いします。

高齢者が健康で生き生きと暮らすために、できるだけ体力を維持するとともに、生活習慣病などの予防をすることが大切と考えますが、高齢者の健康について県の考えと取り組みをお聞かせください。

次に、畜産の振興について農林部長にお尋ねします。

今、世界規模での食料危機が近い将来の問題として取り上げられ、世界人口は開発途上国を中心とした増加により、二〇二五年には八十億人になると予想され、発展が目覚ましい中国、インドなどの新興国での畜産需要の高まり、農地の砂漠化や土壌の劣化、干ばつによる小麦の減産など、複合的な要因により食料供給に支障を来すと言われております。加えて食料の価格の上昇に伴い、世界全体の飢餓状態にある人口が、二〇〇七年に七千五百万人増加し、ことし末までに十億人を超えると予想されております。

さて、それでは日本の食料問題はどうか。二〇〇七年の食料自給率は、前年度から一ポイント増加して四〇%となりましたが、先進国の中では相変わらず低い水準にあります。もしアメリカ、オーストラリア、中国が同時不作に陥れば、備蓄の少ない日本はすぐに食料危機に陥るのではないのでしょうか。

このような状況の中、畜産に関する深刻な問題として、原油価格の高騰によるバイオ燃料への穀物需要の増大、飼料輸送コストの上昇による飼料価格の高騰があり、厳しい経営状況から廃業された農家もあるやに伺っています。今まで物価の優等生と言われてきた牛乳や卵においても、消費者価格の上昇が避けられない状況となっており、過日の県畜産関係団体による決起集会、消費者への理解を求めたデモ行進は記憶に新しいところであります。

そこでお伺いしますが、畜産農家に深刻な影響を与えている飼料価格高騰に対する取り組みはどのようになっているのでしょうか。

さて、奈良県の畜産ブランドとしては、昭和五十七年に命名された大和肉鶏、平成十五年に誕生した大和牛、ことし三月から出荷されたヤマトポークがあり、それぞれの特徴をPRされ、着実に本県の特産品としての地位を確立しつつありますが、特に大和牛はまだまだ出荷量が少ないため、常日ごろに食する機会を得るには難しい状況と言えます。価格の問題もあると思いますが、県民に少しでも多く食べていただいでこそ、本当の意味でのブランドと言えるのではないのでしょうか。

県の指導により、奈良県大和牛流通推進会議を立ち上げ、生産から流通に至る一貫した取り組みにより、徐々に出荷頭数もふえてはいると聞き及んでおりますが、今後ともさらなる供給を推進され、食料自給率を高めることにつなげていただきたいと考えています。

そこで、本県畜産ブランドのこのような状況を踏まえながら、地産地消の推進や食料自給率の向上につながる畜産物を安定して供給するため、県畜産ブランドの中心となる大和牛の出荷頭数をふやすための取り組みと販路開拓、消費拡大についてどのように考えておられるのかをお伺いします。

次に、高田市域の高田川及び小金打川の浸水対策についてお伺いします。

大和高田市を流れる曾我川、葛城川、高田川は、堤防が築かれた河川であり、集中豪雨が発生すると市街地からの排水を受け入れなくなるため、浸水被害が発生します。特に高田川は、現在、広陵町大塚付近で河床を掘り下げる工事が行われていますが、そこから上流は河床が高いため、洪水時に河川水位が上昇しやすく、流域の大和高田市築山地区では、雨水排水路からの排水が悪くなることによる浸水被害が頻発しており、昨年も甚大な被害が発生しております。頻発する被害を軽減するため、県では、平成十四年度に緊急対策として築山地区の雨水排水路から高田川下流への排水管を整備するとともに、本年五月には、この排水管の排水口までの河床を掘り下げて、洪水時の河川水位を低下させる改修工事を完了させ、排水管から河川にスムーズに排水できるようにするなど、特段の対策を講じていただいたことには本当に感謝をしております。しかしながら、浸水被害を抜本的に解消するためには、築山地区の雨水排水路までの残り三百メートルの河床を下げる改修工事を完成しなければなりません。

昨年七月の水害を契機に知事をトップに設置された浸水常襲地域における減災対策会議においては、築山地区の被害の甚大さをかんがみ、おおむね五年を目途に対策を行う地区に位置づけられております。これにより、今後は予算も重点配分され、これまで以上に事業推進が図られることとなり、私が一年でも早く完成してほしいと強く要望してきた築山地区の雨水排水路までの改修工事は、平成二十二年度の完成を目指して進められていると聞いております。しかしながら、地区住民は、たび重なる被害を受け、雨が降るたびに雨におびえながら暮らしておりますので、一刻も早い完成を望んでおられます。また、完成までの間、地区住民が少しでも安心して暮らせるような対策が必要であると思います。

そこで、この高田川の改修事業の今後の見通し、そして、事業完了までの間、住民が少しでも安心できるような対策をどう考えておられるのか、土木部長にお伺いします。

次に、小金打川の進捗状況について伺います。

小金打川は、大和高田市松塚で曾我川に合流しております。この小金打川は、川の断面が狭いため、大和高田市松塚地区で浸水被害が発生しております。特に上流域の橿原市域の農地の市街化が進み、京奈和自動車道や大和高田バイパスの開通後は、曲川町付近で大規模店が出店するなど、さらに開発が見込まれることから、開発許可に当たっては、調整池の設置が指導されていることとは思いますが、松塚地区では浸水被害の拡大を懸念する声もあり、抜本的な対策を以前から強く要望してきたところであります。このような状況を受け、平成十七年度から小金打川の河川改修事業に着手していただいたことについて感

謝しております。今後は、一日も早く浸水被害がなくなるよう事業を推進していただくようお願いいたします。

そこで、小金打川の河川改修事業の現在の進捗状況と今後の見通しについて、土木部長に伺います。

最後に、警察本部長に伺います。

県警察にあっては、本年の運営指針に掲げられた安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、昼夜を問わない警察活動を展開され、犯罪抑止総合対策や交通事故抑止対策など、県警の総力を挙げて努力されていることにも頼もしく思います。また、大いに期待しているところでもあります。

さて、本年六月九日、東京秋葉原で全国に衝撃を与えた無差別殺傷事件が発生しております。それは、歩行者天国にトラックで突っ込み、次々に歩行者をはね飛ばした後、殺傷能力の高いダガーナイフで襲いかかり、七名ものとうい命を奪い、十名もの重軽傷者を出すという、一体日本の治安は今どうなってしまったのかと、国内はもとより全世界の人々を震撼させる事件でありました。

その後も、公共の場所で通行人や買い物客が刃物で襲われるという通り魔事件が続発しました。犯人は、だれでもよかった、うつぶんを晴らしたかった、むしゃくしゃしてやったなどと、本当に身勝手な理由による信じられないような犯行でありました。善良な一般人を銃やナイフなどで無差別に襲う通り魔事件など、凶悪な事件が後を絶たなくなってしまうのが、果たしてこの日本の現状なのでしょうか。

また、秋葉原の犯人は、ミリタリーショップで殺傷能力の高いもろ刃の短剣であるダガーナイフを六本も購入しております。多数のナイフを購入する人物に対して、売り主側が目的、用途を把握しなければならないことや、購入者の身分確認をしっかりと行わなければならないこと、また警察への通報義務など、社会的システムの法整備がなされていたなら、今まで発生した多くの凶悪犯罪も抑止できたのではないかと思うところであります。

その秋葉原の殺傷事件後、警察庁の調査では、ダガーナイフなど殺傷能力が高い刃物が全国二千三百九十七店で販売され、何らかの形で購入者の身元を確認していたのは、わずか二九%にすぎず、約七割の店舗は何もしていなかったと知り、私も愕然といたしました。

警察庁では、全国の警察に指示して、販売店舗側に身元の確認を徹底するように要請し、殺傷能力が高いダガーナイフなどの刃物について所持を禁止する旨の銃刀法の改正作業を進めているとのことであり、私も早急に法改正を進めるべきであると思います。さらに、昼間、善良な市民でにぎわう中、このような無差別殺傷事件などが発生してしまう日本の現状にかんがみ、治安は警察に任せきりではいけない、警察、行政、企業、地域住民すべての人たちが協力して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくことの重要性を今さらながら痛感しているところであります。

そこで、警察本部長にお伺いします。

秋葉原の無差別殺傷事件などの凶悪事件が、いつどこで奈良県内の繁華街や大型商業施設などで発生するかわかりません。この通り魔事件を発生させないために、県警察としては、どのような対策を考えているのかお答えいただきたい。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えさせていただきます。

私に対しましては、高田市立病院のことについてのお問い合わせがございました。

大和高田市立病院は、ご指摘のありましたように、大和高田市を含む周辺地域の中核的な医療機関でございます。小児救急や出産対応など、地域になくてはならない重要な役割を担っております。しかし、他方、市立病院の経営は非常に厳しいという調査報告を受けております。それを支えるべき大和高田市の財政状況も厳しい状態にあることは十分認識をしております。

また、大和高田市立病院をはじめ県内の市町村立病院は、経営状況が厳しい中、当該市町村のみならず、周辺地域を含めた圏域の地域医療をも担っていただいている状況にございます。こうした現状を踏まえ、今後、県全体の医療提供体制を描こうとしておりますが、県内の市町村立病院や県立病院などが、どのような役割を担い、どのような方法で地域医療サービスの提供を維持継続できるのかについて、地域医療等対策協議会の公立病院改革部会において検討したいと思っておりますし、現在、検討を進めているところでございます。

現在、協議会において、各病院の経営状況や地域の医療ニーズについて詳細な調査を行っておりますが、その調査結果が出ますと、それぞれの地域において持続的に医療を提供できる体制を確保するため、各病院が果たすべき役割や、その運営体制について関係する市町村とも協議を行い、対応策を見出していきたいと考えております。その中で高田市立病院のあるべき姿や維持方策が見出していけたらという思いを持っております。この際、周辺自治体の負担をも含むかわり方についても検討し、明確にしていきたいと思っております。

特に、議員は産科についても触れられましたが、産科について申し上げますと、お産を休止する病院が相次ぐ中、大和高田市立病院が果たしている役割は極めて重要なものでございます。また、助産師外来の開設といった先進的な取り組みについても大変評価されているところでございます。

県におきましては、ハイリスク妊婦受け入れのための総合周産期母子医療センターを整備いたしました。そのほか修学研修資金貸付制度などにより、産科医師の確保にも努めてまいったところでございます。しかしながら、医師不足が直ちに解消できない現状でございます。安心して出産ができる環境を確保するためには、特定の病院に大きな負荷がかかるということ避けつつ、県全体でお産の体制を構築することが必要と認識をしております。そのため、大和高田市立病院で取り組まれました助産師の活用なども参考にいたし

まして、地域医療等対策協議会の産婦人科・周産期医療部会において、県全体で安心してお産ができる体制の構築について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、高齢者の健康につきまして、高齢者が健康で生き生き暮らしていくために、高齢者の健康について県はどのように取り組んでいるのか、特に体力の維持、また生活習慣病予防対策などが必要ではないかというご質問でございます。

高齢者が健康で生き生き暮らすためには、高齢者ができるだけ長い期間体力を維持することが重要と考えております。県では、平成十五年に高齢者が元気で歩けるために必要な筋力を維持向上させることを目的としましたステップアップ体操を開発いたしました。また、高齢者に適した軽スポーツを普及するシニア軽スポーツ普及員の養成ですとかゲートボール等のスポーツ交流大会の開催など、高齢者の年齢や体力を考慮し健康づくりを推進してきたところでございます。

一方、高齢になってからも健康で暮らすためには、若いころからの健康づくりが重要であります。一人ひとりが食生活や運動習慣をチェックしまして、生活習慣病を予防することが必要であります。県では、食生活を見直してもらうために、一日に何をどれだけ食べたらいかが一目でわかる食事バランスガイドや野菜たっぷりヘルシーメニューなどを作成し、県民の食生活の改善に努めてまいりました。また、運動習慣を身につけてもらうために、毎年十一月をウォーキング月間としまして、各地域のウォーキングイベントを広報しております。さらに、今年度は働き盛り世代の人を対象にメタボ予防体操の開発に取り組んでいるところでございます。

今後の取り組みといたしましては、先ほど申しました従来の取り組みに加えまして、例えば、現在検討しております新プールにつきまして、健康増進やリハビリを目的に水中運動や水泳など、あらゆる年齢の人が気軽に利用できるよう考えているところでございます。このような生涯スポーツの拠点の整備なども含め、高齢者が健康で生き生きと暮らすことができるような取り組みを今後とも行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 川端農林部長。

◎農林部長（川端修） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、畜産の振興につきまして、一つは、飼料価格高騰に対する取り組みと、もう一つが、県産ブランドの中心である大和牛の出荷頭数をふやすための取り組み等についてのご質問でございます。

まず、原油価格高騰に端を発した飼料価格の高騰は、飼料費が経費の多くを占める畜産経営にとって極めて深刻な問題であると認識しております。県といたしましては、配合飼料価格安定基金制度をはじめとする補てん金制度や融資制度など、国における畜産緊急支

援対策を周知し、その活用を図るとともに、畜産農家における経営安定のための対策をさらに充実強化するよう国に対して要請しているところでございます。

二点目に、大和牛の出荷頭数をふやすための取り組みにつきましては、平成十九年度、昨年度から農家の肥育素牛を黒毛和種雌牛に転換する資金を助成する大和牛生産振興事業と、と畜された大和牛の卵巣から生産される体外受精卵の活用により、優良な県内産子牛の生産拡大を図る和牛子牛増頭事業を実施しておりまして、大和牛の候補牛である子牛の生産頭数や黒毛和種雌牛の飼育頭数がふえてきているところでございます。なお、出荷までに約二年間の飼育期間を要することから、具体的には平成二十一年度以降、その成果があらわれてくるものと考えております。

加えまして、畜産農家に対する大和牛流通推進協議会指定生産者への新規加入の誘導、巡回指導による出荷牛の肉質向上を図るための肥育技術の改善を引き続き実施し、平成二十二年度にとりあえず一千頭の出荷目標を立てておりますが、その目標が達成できますように取り組んでまいり所存でございます。

また、ブランド力や農家の生産意欲の向上につながる販路開拓・消費拡大につきましては、今年度は大手ビールメーカーのプレゼントキャンペーン賞品に大和牛が選ばれ、また、畜産フェアなど各種イベントの開催、バイヤーとのビジネスマッチングの場となる食の商談会への出展などに業界団体が取り組まれておりまして、県といたしましても引き続き積極的な支援に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えしたいと思います。

私には、大和高田市域における浸水対策に関して二つの質問をいただきました。高田川の改修事業の今後の見通しと、事業完了までの間、住民が少しでも安心できるような対策についてのお尋ねがありました。

高田川に隣接する大和高田市築山地区は、高田川本川水位が上がると地域からの雨水排水路が排水不良となり、たび重なる浸水被害を受け浸水常襲地域となっております。高田川の水位を下げることで浸水被害の軽減につながるため、高田川の河床を掘り下げる工事を下流から行っておりますが、これにあわせて応急対策といたしまして、築山地区の雨水排水路から高田川の下流に放水する管を平成十四年度に設置したところであります。

この放水管の排水口までの河床の掘り下げ工事が、ことしの五月に完了し、放水管の排水機能が一段と高められたところであります。引き続き今年度は重点投資を行い、市道橋と水管橋のかけかえや護岸工事を実施する予定であります。

さらに上流の築山地区の雨水排水路までの改修につきましては、橋りょうや井堰の工事が必要となりますが、工期の見直しや水利権者との前倒し調整などを精力的に行い、当初計画の約半分の工期である平成二十二年度までの完了を目指すこととしております。

加えまして、平成二十二年度までの工事期間中におきましても、築山地区からの雨水を排水する放水管の機能を確実に確保するための特に重点的に点検や維持管理を実施することによりまして、地域の住民の皆様方に安心していただけるよう努めてまいり所存であります。

また、小金打川の河川改修の進捗状況と今後の見通しについてのお尋ねがありました。

小金打川は、曾我川合流地点から檀原市曲川までの約一・九キロメートルの区間について、おおむね十年に一回程度の豪雨に対しても安全に洪水を流すことを目標に、平成十七年度から補助事業により河川改修を実施しております。これまで用地買収に向けた詳細設計や用地測量などを実施するとともに、大和高田市松塚地区に対して事業説明を行ってきているところであります。

今年度は、合流部の樋門工事に着手するとともに、樋門上流の河道の拡幅工事に向け、八筆約二千平方メートルの用地買収や松塚地内三カ所の農道橋の詳細設計などを行うこととしております。今後とも引き続き、地権者のご理解を得ながら上流の用地買収を進めるとともに、樋門から上流の工事の進捗を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○副議長（神田加津代） 森田警察本部長。

◎警察本部長（森田幸典） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、通り魔事件を発生させないために、どのような対策を考えているのかのご質問でございました。

本年六月、東京都内の秋葉原で十七名もの死傷者を出す無差別殺傷事件が発生したことについては記憶に新しいところでありますが、秋葉原の事件以降も、大阪、東京、神奈川などで相次いでこの種事件が発生しております。県警察におきましては、第一に繁華街等における街頭活動の強化を各警察署に指示し、駅、商店街等、不特定多数の人が集中する地域を重点的に、これまで以上に制服警察官によるパトロールや駐留警戒活動を強力に推進しているところであります。

第二に、不審車両対策として、イベント会場や歩行者専用道路等に侵入しようとする車両については、侵入阻止資機材等を有効に活用するなど、その車両の侵入を物理的に阻止し、県民の安全確保を最優先とした対策を講じております。

第三に、凶器対策として、秋葉原事件で使用されたダガーナイフ等について、その販売実態が未把握であったことから、本年六月から七月にかけて、県内での販売実態調査を行うとともに、販売店に対してダガーナイフの販売の自粛、凶器として使用されるおそれのある刃物購入者の身分確認、不審な来店者があった場合の通報等を要請しております。また、日常の警察活動において、職務質問と所持品検査を徹底して、不法な刃物携帯事犯の検挙を図っているところであります。

以上の諸対策を推進し、今後もこのような凶悪事件の未然防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○副議長（神田加津代） 二十七番丸野智彦議員。

◆二十七番（丸野智彦） ご答弁ありがとうございます。

おおむね満足できるもの、それから、もう少し前向きに取り組んでもらいたいなというものもそれぞれあるわけではありますが、今後の委員会でさらに突っ込んで県の見解や取り組みについてお聞きしていきたいと思っております。特に浸水対策については、河川の洪水はらんが住民の生命や財産を脅かすことから、地域住民にとっては非常に関心の高い事項であります。理事者の皆さんには、先ほどの質問で申し上げた地域住民の思いをしっかりと受けとめていただきまして取り組んでいただくようお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○副議長（神田加津代） 次に、十二番山本進章議員に発言を許します。一一十二番山本進章議員。（拍手）

◆十二番（山本進章） （登壇）議長のお許しを得て、早速質問に入ります。

初めに、私の生まれ育った明日香村にかかわる県の取り組みについて二点知事に伺います。

まず、今までに節目節目に質問をしてみました明日香村整備計画についてであります。日本の心のふるさと明日香村は、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代に、政治・文化の中心的な地域であり、我が国のみならず、中国や韓国をはじめとするアジア諸国の当時の歴史にも関連が深い、数多くの重要な歴史的・文化的遺産が村内全域に残されています。また、千数百年を経た今日も、万葉集に歌われた風土が当時をしのばせる状態で保存されているという、ほかに類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。

この貴重な明日香村の歴史的風土を良好な状態で後世に伝え、そこに暮らす住民の生活安定や農林業などの産業振興、村の基盤整備を図るため、昭和五十五年に明日香村特別措置法が制定され、これに基づき、県は明日香村整備計画を策定しています。現在の第三次明日香村整備計画は、平成十二年度から二十一年度までの十年間を計画期間とし、計画に基づき事業が進められているところです。

この計画は、国の補助割合の特例などを受けて、道路、河川、下水道といった生活環境の整備や農林業などの産業振興を進めるなど、歴史的風土の保存と村民の生活との調和を図ろうとするものであります。また、歴史的風土を創造的に活用し、学び、体験し、実感できる歴史文化の学習の場としての魅力ある明日香村の実現を図ろうとするものであると理解しています。この第三次整備計画もことしで九年目に入り、いよいよ期間も残りわずかとなりました。

そこで、まずは現行の第三次整備計画の進捗状況について知事にお伺いいたします。

幸い明日香村におきましては、三次にわたる整備計画の推進により、生活基盤の整備を中心に多くの施策が展開され、順調に成果を上げてまいりました。しかし、近年は人口の

減少、少子・高齢化の進行、また、農業従事者の減少や高齢化などによる農林業の衰退、耕作放棄地の増大など、明日香村の地域活力が大きく減退しているという現状もあります。

このような状況の中で、間もなく第三次整備計画が終了時期を迎えるわけですが、すばらしい日本の心のふるさと明日香村の実現のために、県にはぜひとも平成二十二年度を開始とする第四次明日香村整備計画の策定を望むところです。

そこで、二点目として、次期整備計画策定に向けた県の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、岩城議員の代表質問でも触れられていました明日香村にあります県立万葉文化館について、私からも質問させていただきます。

奈良県には、三つの世界遺産をはじめ、国宝・重要文化財など、本物の歴史文化や自然景観など、数多くの観光資源があります。特に言葉の文化遺産と言われる万葉集については、本県の誇れる文化の一つであり、そこに歌われた歌の故地が本県には数多く存在しています。このような本県の特性を生かし、文化・観光の振興を推進するため、平成十三年九月、明日香村村内に万葉文化館を開館、以来さまざまな切り口による展覧会の開催や万葉文化に関する講演会、イベントなどを実施し、万葉文化館への観光客などの誘致を推進されるとともに、地域活性化にも努めてこられたところであります。

去る三月には総入館者数が八十万人を突破したと聞きました。そして、くしくも平城遷都一三〇〇年祭が開催される二〇一〇年には、この万葉文化館も入館者数を百万人を超すものと見込まれます。この万葉文化館は、明日香村のみならず、中南和地域の活性化を図るために不可欠な施設であるとの認識を新たにしているところであります。

そこで、知事にお伺いいたします。

荒井知事は、本年度、万葉文化館のカフェを食事ができるカフェレストランにリニューアルするなど、新たな着眼により入館者増に向けた取り組みをしてこられましたが、今後、万葉文化館の入館者数をさらに増加させるため、どのような取り組みをなされるのかお聞きいたします。

続いて、私の県政報告会で取り上げた項目の中から、県税の歳入の確保の取り組みについて伺います。

県が公表された平成十九年度一般会計決算の概要を見ますと、現在の県財政が極めて厳しい状況にあることがよくわかります。収支不足を財政調整基金と県債管理基金の取り崩しなどにより補てんをして、辛うじて赤字を回避しているものの、その基金の残高は年々減少し、一方、今後償還していかなければならない県債の残高は着実に増加している状況であります。これに対応し、今後、持続的な財政運営を確保するためには歳入の見直しとともに歳入の確保が重要な課題であります。

県が公表された和銅元年の発願の行財政改革の分野を見ますと、法人二税、地方消費税にかかる県民一人当たりの税収は全国的にも下位にあり、これらの税目をはじめ県税収入が乏しいことから、自主財源の割合が低く、財政力が弱い構造になっています。

国においては、地域間の税収格差を是正するため、平成二十年度の税制改正で法人事業税の税率引き下げを行う一方、地方法人特別税を創設し、それに相当する額を地方法人特別譲与税として人口、従業者数で案分して各都道府県に譲与する措置や、寄附と税控除を組み合わせた、いわゆるふるさと納税を新たに制度化されたところです。県におかれましては、昨年度から地方法人課税の見直しに係る全国知事会への働きかけ、今年度に創設されたふるさと納税に係る県独自の仕組みづくりや寄附の呼びかけなど、先頭に立って取り組んでいただいているところであり、心強く感じているところであります。

このように制度面での改正が行われてきておりますが、同時に各都道府県における税収確保に向けた取り組みの強化が今後より一層重要になってくるものと考えています。特に平成十九年から国の所得税から地方の住民税におよそ三兆円の税源移譲が実施され、本県の平成十九年度一般会計決算の概要によりますと、県税収入総額約千三百二十八億円のうち二百十九億円近くが税源移譲による増収となっております。しかしながら、滞納総額に占める住民税の割合はもともと高く、今回の税源移譲に伴い、これまで以上に税収確保に向けた取り組みの強化が求められているものと考えています。

そこで、総務部長にお尋ねします。

住民税は、個人の市町村民税と県民税の二つの税を合わせて市町村で一括して課税と徴収の事務をされていると聞いておりますが、市町村での徴収がうまく進まなければ、市町村はもちろん県にとっても収入減となり、財政的に大きな痛手となります。こうしたことから、県として住民税の税収確保対策としてどのような取り組みを進めておられるのでしょうか。市町村支援の面からお聞かせ願います。

次に、配置薬業の振興について伺います。

少子・高齢化の進展による社会構造の急激な変化や国民の生活全般に関する安全・安心への関心の高まりなどを背景に、医薬品の有効性や安全性の確保についても、従来に増して重要な課題となっております。医薬品産業は、生命に密接に関連した産業であり、奈良県では薬の原料となる良質な生薬が古くから生産されたことに伴い、高市郡、御所、橿原市を中心に配置販売という形態で発展してきた伝統地場産業であります。そして、全国津々浦々まで届く置き薬、奈良のくすりとして国民の保健衛生の向上に寄与しているところであります。

そのような状況の中、国は、国民の保健衛生の向上を図るため、薬事法改正を行ってまいりました。平成十七年にはグローバル化の流れから、医薬品などの品質保証を強化するため、薬の開発から市販後の品質確保や副作用情報の収集等を行う製造販売業という業種を新たに設置いたしました。また、今年度は規制緩和の流れから、薬剤師にかわり薬を販売できる登録販売者の試験制度が、さらに来年度からは、その薬剤師と登録販売者を軸とした新たな医薬品販売制度がスタートすると聞いております。このたび重なる薬事法の改正は、大手企業に主眼を置いた改正であり、中小企業にとっては資金面や技術面での負担

ばかりでなく、新たな業者が異業種から参入してくる店舗販売業との競争の激化なども想定され、今後、配置薬業を続けていく上でますます向かい風となっています。

そこで、伝統ある配置薬を国民に今後も安心して使用していただけるよう、配置薬業の振興が必要と考えますが、県はどのような施策をお考えか、健康安全局長にお伺いいたします。

最後に、高取城跡の整備についてお尋ねいたします。

司馬遼太郎が、その著書街道をゆくの中で、高取城跡をこのように書き記しています。「高取城は、石垣しか残っていないのが、かえって蒼古としていい。登るに従って、横合いから石塁があらわれ、さらに登れば正面に大石塁があらわれるといったぐあい、まことに重畳としている。」と。別名芙蓉城と呼ばれたゆえんでもあります。

国史跡にも指定された日本一の山城・高取城は、美濃岩村城、備中松山城と並ぶ日本三大山城であり、かつ財団法人日本城郭協会が選んだ日本百名城の一つにも数えられています。まさに我が郷土が全国に誇る名城であります。

この名城を観光資源として活用しようと、地元においても観光協会や観光ボランティア団体などが活発に活動をされています。高取ボランティアガイドの会が開設するホームページを開きますと、高取城跡散策コースが紹介されています。土佐街道を通り抜け、大手筋へ。黒門跡から二の門跡を通り、国見櫓跡、三の丸跡、二の丸跡を通過して、本丸跡から天守閣跡へというコースが紹介されています。

先日の連休中に、私は時間をつくって実際に歩いてみました。高低差三百九十メートル。ハイキングというよりむしろ登山に近いコース設定でありました。ほぼ山を登り切った国見櫓跡から見る大和盆地は、まさに絶景、大パノラマでした。このあたりに展望台があれば最高。高取町の魅力だけでなく大和盆地のすばらしい景観がPRできるスポットだなあとも考えたところでもあります。

さて、高取城跡については、平成十八年度以来五カ年の予定で整備が進められています。残念ながら展望台の設置はまだ実現していませんが、石垣や園路の補修等、安全面を優先した整備を実施していただいているようであります。一方、地元高取町においても、町みずから高取城跡の保存管理計画を策定するなど、地域の貴重な資源を地元で管理すべく、積極的な取り組みをしてきたところでもあります。今後は、例えば展望台の設置など、史跡を観光に役立てるような仕掛けづくりも必要になってくると考えるところでもあります。

そこで、教育長にお尋ねをいたします。

県が現在進めている高取城跡整備五カ年計画の進捗状況と今後の整備予定についてお聞かせください。

壇上からの質問を終わらせていただきます。(拍手)

○副議長(神田加津代) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 十二番山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

第三次明日香村整備計画のご質問と万葉文化館のご質問でございます。

第三次明日香村整備計画は、平成十二年度に策定しております。住民の理解と協力のもとに、明日香村が有する貴重な歴史的風土を後世に伝えるために、歴史文化施設等の整備や道路整備など、県事業と村事業を合わせて総事業費三百三十一億円余を計上している計画でございます。

現在、計画は九年目を迎えました。この間、県事業におきましては、万葉文化館の整備や県道の整備、平田川等の河川改修を完了しております。また、村事業では、ごみ焼却施設や観光拠点施設明日香夢市を整備いたしました。ご質問の進捗でございますが、平成十九年度までの実績でありますと四二・九%でございます。第一次・第二次整備計画の実績と比較してやや低い状況でございます。これは埋蔵文化財の発掘に時間を要していることや、村の財政状況の悪化等が主な要因と考えられております。引き続き、国、県、村の三者の連携を密にして、残事業の着実な推進に努めていきたいと思っております。

また、文化財の発掘と活用などの残された課題や社会情勢の変化、例えば建築材の多様化による集落景観の不統一など、新たな課題も生じてきているところでございます。そのような課題を十分勘案しながら、次期整備計画を策定し、引き続き明日香村の整備に取り組みたいと考えておるところでございます。

次期計画策定に向けて、今年度は、明日香村と共同で住民意識調査等を実施したいと考えておりますし、有識者や専門家からも幅広くご意見をいただく予定にしております。特に明日香村が自立し、村民が地域に誇りを持って生き生きと暮らしていくために何が必要なかというようなことを、また、明日香村振興のために具体的に何をなすべきかということにつきまして、住民や有識者等の意見を参考に次期整備計画の方向性や事業の具体的内容について検討を進めていきたいと考えております。

また、近々、国においても社会資本整備審議会というのがございますが、その中で明日香村小委員会というのがございます。私もその委員になるようにご要請を受けておりますが、今後の明日香村の方向性等について議論が開始されることとなります。県としても明日香村の活性化のために当小委員会で積極的に意見を述べていきたいと思っております。国と村と十分協力・連携する必要がございますが、県といたしましても、次期明日香村整備計画の策定に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

万葉文化館の取り組みについてのご質問がございました。

万葉文化館は、本県の環境からいたしますと、万葉集ゆかりの歴史的風土や自然景観が県内各地に現存しているという県内の特徴から、万葉文化館は、この本県が自負しております万葉集に関する総合文化施設として設立されたところでございます。これまでの運営努力、工夫によりまして、一時減少いたしました入館者数も、平成十八年、十九年度には年間十万人を超えております。県内外から多くの方にお越しをいただいております。今、議員がご指摘になりましたカフェのレストラン化、あるいは有料入館者の駐車料無料化を本年度は実施いたしました。これについては入館者から大変好評をいただいていると聞いております。

このほかの集客増の取り組みとして、今までしておりますのは、旅行会社や学校等への誘致活動や、カルチャーセンター等の連携講座、あるいは庭園の野外ステージを活用したイベントの開催などを実施してきております。さらに、二〇一〇年を迎えまして、平城遷都一三〇〇年事業の一環として、日本画家の平山郁夫氏の特別展や平成万葉千人一首・完成イベントなど、集客力のある奈良にゆかりのある魅力的な展覧会・イベントを計画しております。

また、万葉文化館は、中南和地域における文化観光活動の拠点としての役割を果たすべきと考えております。そのための機能強化が必要と認識しております。中南和地域に観光目的で訪問される方、特に観光バスや自家用車で訪れられる方々は、まず万葉文化館を目指すようになる観光のシステム化・体系化が図られればとも考えております。そのため、同地域の市町村とも連携して、万葉文化館における地域の観光情報の提供・発信や、万葉文化館を基点とした周遊観光ルートづくり等に積極的に取り組みたいと考えております。県に観光連盟というのがございますが、万葉文化館を組み込んだ旅行商品の開発をするようにも指示しております。全国からさらに多くの方々にお越しいただける魅力的な施設にぜひしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 窪田総務部長。

◎総務部長（窪田修） （登壇）十二番山本議員のご質問にお答えいたします。

住民税の税收確保対策について、市町村支援の面からのお尋ねでございます。

これまで、税收確保のため、平成十四年度から税務職員を市町村に派遣し、また、平成十八年度から処理困難な事案について、市町村の徴収権を県が引き継ぎ、直接徴収を実施するなど、市町村との連携を図ってまいっております。また、今年度から市町村税税收強化推進会議を設置し、市町村横断的な滞納整理組織の設置等について検討を進めておるところでございます。

さらに、今年度からは、異なる時期に実施しておりました県税及び市町村税の徴収強化月間を統合し、新たに市町村税・県税の一斉滞納整理強化期間として、不動産公売などの徴収強化、滞納整理の取り組みを集中的に実施する予定でございます。

これらに加え、来年度からは新たな徴収強化策として、県職員と市町村職員の相互併任による滞納整理チームを編成し、市町村に派遣するという取り組みを導入すべく検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）十二番山本議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、配置薬業の振興についてのご質問でございます。

本県の医薬品産業につきましては、伝統ある重要な地場産業と認識しておりまして、これまで製造・販売の両面にわたって支援してまいりました。例えば、製造につきましては、

奈良ブランド医薬品天平宝漢を産官学で共同開発し、平成十八年から販売を開始しますとともに、県薬事研究センターが製薬企業の製品開発を受託・共同研究し、技術的な面の支援を行っております。また、個々の小規模企業では実施が困難な医薬品の原料試験を、奈良県製薬工業組合の医薬品開発試験研究所で集約して実施できるよう補助を行っております。

また、販売につきましては、薬と健康の週間のイベントやホームページなどにおきまして、奈良のくすりの広報宣伝を行うとともに、来年度から消費者への薬に関する情報提供や相談対応が義務づけられ、配置薬の販売員にも適用されることから、奈良県家庭薬配置商業協同組合が行います資質向上・後継者育成のための研修に補助を行っております。

今後も引き続き、奈良ブランド医薬品の開発や、奈良のくすりの広報宣伝に努めますとともに、平成十八年度から開催しております製造並びに販売業者を交えた中期活性化戦略会議の中で、製薬企業等が直面しております問題点を横断的に協議し、今後の薬業界の振興に向けた方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（神田加津代） 富岡教育長。

◎教育長（富岡将人） （登壇）十二番山本議員のご質問にお答えいたします。

私には、高取城跡の整備について、整備五カ年計画の進捗状況と今後の整備予定ということでございます。

高取町におきましては、平成十二年度に史跡高取城跡及び周辺地域整備基本構想を、平成十七年度に史跡高取城跡保存管理計画を策定されるなど、かねてから高取城跡の保存活用に積極的に取り組まれておられます。さらに、地元ボランティア団体を中心に、たかとり城まつりなどのイベントを実施したり、また、清掃活動を定期的実施するなど、地域の資源として積極的に管理・活用いただいているところでございます。

こうした地元の取り組みを踏まえまして、県としましては、高取城跡については、平成十八年度から二十二年度までの五カ年の整備事業を実施しております。整備後は、県から高取町に管理を移管し、地元の貴重な歴史文化資源、観光資源として今まで以上に積極的に活用いただけるものと期待しておるところでございます。

この整備の基本的な考え方は、高取城は山城であると。したがって、県が行う事業は、矢場門石垣の整備や本丸の伐木など、既存施設の修復や危険箇所の整備改修等の山城の性格や野性的な魅力を損なわないような事業としておるところであります。これまでのところ順調に進捗しており、今後も引き続き地元と協議をしながら、見学路の補修や危険箇所の改修などの事業を着実に進めてまいるところでございます。

以上です。

○副議長（神田加津代） 十二番山本進章議員。

◆十二番（山本進章） 明日香法ですけれども、明日香法にまつわる明日香村特別整備計画、国の方は明日香村だけが特別じゃないよという感覚が、今、若い官僚たちにもあると

聞いております。日本の心のふるさとといっても、また、日本の中で一番重要な箇所だと、都発祥の地だとかいっても、なかなか昭和五十五年度当時の官僚の思いと、また、政治家の思いが明日香に向けられているというのが、だんだん薄れているというのが現状で、この文化財の発掘だとかというんじゃないし、整備がおくれている一つの要因でもあるのかなど。その証拠に、議員連盟というのがありますけれども、当初は佐藤栄作さん、橋本登美三郎さん、そして竹下登さんというような方々が議員連盟の会長をされていましたけれども、この時期に綿貫さんがもう自民党から出られたと。野呂田芳成さんはもう政界から引退されるということで、その議員連盟も弱体化していると。そういう意味で、いよいよこれから再スタート、第四次に整備を進めていく上で、ぜひ明日香の村長さん、また知事さんと連携をとっていただきまして、議員連盟の確立を図っていただきたい。例えば、会長さんに知事と大変懇意である古賀さんなども一つの視野に入れていただきたいというような思いもあります。これは私の私見でございます。そして、そのところでひとつ要望だけをさせておいていただきたいと。

万葉文化館について、知事に改めてひとつ思いだけをお伺いさせていただいたらなど。柿本知事は、関西の憩いのオアシスということで、その万葉文化館を奈良県の観光の発信基地としてというか、万葉に対する思いを込めてあの施設をつくられました。今、少し若干入館者数は減ったけれども、十八年度、十九年度は十万人を超すようになってきたと。荒井知事は、あそこでは食事はしないという前知事の方針からカフェをつくられて、やはり軽食などもしたほうがいいと。駐車場もかたくなに村との関係があったりとかということで、私も含めてほかの議員さんも駐車場をただにしたらというようなことを言うておられたけれども、なかなかできなかったが、今、知事さんは、入館者、入場者のチケットを買った人にはただで駐車場をするという大きな方向転換をさせていただいた。

その万葉文化館、きのうも奥山議員が言われたように、ほかの施設と同様に、やはり県内の子どもたち、小学生、中学生が、こぞってやはりそういうところへ来るというポピュラー化をしていくという。それで、万葉にこだわった、確かに百数十億ですか、そういうような五十人の方々の画家の人たちがかいた、それにまつわって格調高い美術館として今は運営されていると思うんですけれども、あの万葉の庭園も十数億かけましたけれども、なかなか弁当も食べられなかったけども、今は野外で食べられるようになっているというようなところで、かなり方向転換されていますけれども、それに対する知事の改めて何か関西の憩いのオアシスにかわる言葉も含めて、万葉文化館に対する今後の知事の思い、国会議員として、あそこでの開館当時は、平成十三年度おられたわけですがけれども、知事になってあれをどのように本当に思いを込めて活用していただけたのか、明日香へ来たら、奈良県の中南和へ来たら、必ずあそこへまずは立ち寄るといようなことで一つ思いがあるわけですがけれども、それについて所見をお伺いをさせていただきたいと。

残りの質問の二番、三番は、また予算委員会などでさせていただきますけれども、最後に、高取城跡についてだけ一つ要望をさせておいていただきたいと。

高取城跡、実は節目節目といいますか、平成十一年度に初当選をさせていただきました。当時、ここで前の県会議員さんは、自分の家のことを質問もなかなかできないから、私がかわってしまいますというようなことで、したのを覚えて、平成十六年、十八年、三回させていただいて、まだ四回目なんですけれども、くしくも四回目のこの質問は、その当時の方であったかわりに代弁をさせていただいた方なんですけれども、その代弁の相手が町長になって、今度はその町長からこの高取城跡を何とかしてくれと頼まれたという妙な因縁がございまして質問をしたわけなんですけれども、何とかこの高取城跡、これをひとつ中南和の万葉文化館とともに、日本一の山城ですので、地元の人の思いも込めて、そこを一つの展望台としてはすばらしいところですので、何とかこの五カ年で一つの結果を出していただきまして、町に移管するときは、ただ移管して管理だけ頼むでと、あとはそっちでお金も含めて事業費も含めて頼むでというんじゃないしに、県もしっかりと財政の面でかかわってあげていただいて、ひとつ町とともに一緒になってあの高取町を活性化してあげていただきたいなということを切に要望いたしまして、高取町長の代弁といたしまして終わらせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○副議長（神田加津代） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） 明日香法についてのご要望ということでございますが、明日香法の将来についての認識は、大変共有、同じような思いを持っておりますので、今後、政治的なバックアップということもあると思いますが、関村長といろいろご相談しながら引き続きのバックアップ支援体制を維持してもらうようなことを考えていきたいと思っております。

また、万葉文化館のあり方でございますが、あまり県政の方向をやたらむやみに変えちゃいけないということはあろうかと思いますが、百億以上かけた建物、箱物投資でございますと、立派な三百室もあるホテルを百億もあれば建てられるわけでございますが、それは多少関係ございませんが、あの位置であの立派な格調高い建物でございます。それと万葉集という大きな素材を持っております。南和の観光の実態を見てみますと、やはり広いところに文化財が点在していると。どこかに目標を決めて行って、そこに行けばその地域をどのように見ていくかわかるというゲートウェイの場所が必要かと思えます。檜原のホテルなり、そういう案内所ということもあろうかと思いますが、万葉文化館も一つの候補になる拠点だと思いますが、観光とかいろいろ動き回る、特に南和は観光バスとか自家用車に適した、あるいは来られた方が自転車とかで回られるのに適した地域でございますので、気楽な格好をして、また着替えて周りを回られると。その回られる間に、数時間回るとおなかもすいたり汗もかいたりするわけでございますので、それをどこですのかということを地域は用意しなきゃいけないというふうに思いますが、万葉文化館及びその周りの施設をいろいろそろえることによって、あのあたりが非常に行きやすい地域になるというふうにできると思っております。行きやすい地域に整備をするということと、それをもとに商品をつくるということは並行してできるわけでございますが、その商品は、この関

西とか奈良だけじゃなしに、相当広く魅力を感じていただける素材があろうかと思えます。日本全国あるいは海外にも魅力を感じていただける素材があろうかと思えますので、それをどのように感じてお客さんが来てもらうかというのは、多少知恵と投資が要るかと思いますが、大変有意義な事業だと感じておりますので、担当課にそのようなことを指示しているところでございます。また、いろいろご指導、ご指摘もいただきながら、万葉文化館の活用、あるいは発展を考えていきたいというふうに思えます。

○副議長（神田加津代）　しばらく休憩します。

△午後二時二十二分休憩

△午後二時三十七分再開

○議長（川口正志）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、二十九番藤本昭広議員に発言を許します。――二十九番藤本昭広議員。（拍手）

◆二十九番（藤本昭広）　（登壇）議長の指名により、ただいまから質問します。連日の議会で大変お疲れのことと思えますが、議員の皆さん、知事はじめ理事者の皆さん、よろしく願いいたします。

このごろ、ふと思うのですが、私たち議員とは何かと。その本質とは、私自身が心に問いたすことが時折あります。みずからの実践や学習の不十分性も感じることもあります。県民の代表で住民の声や願いをどれだけ吸収して議員活動をしているかと、自分の心に問うこともあります。そういう意味で、もっと自己研さんして、心を磨いて、あるいは学習して、私自身もその力量が問われている気もいたします。県政のチェックマンとして、知事や県の理事者に少し煙たがられている、そういう厳しい指摘で県政をよりよくさせていくことも大切ではないかなと考えるこのごろです。議員と理事者がなれ合いではなく緊張感を持って関係を進めなければならないなど、そんなことも感じます。そうした気持ちで、精神で質問をしまります。

私が質問すると、すぐもう知事の政治姿勢とか奈良県の借金というべき県債のことを常に言うてるなど。この二つを中心に教育や福祉のこと等々、十数年間質問をしまりました。明確な回答を求めるものであります。

荒井知事に質問します。

私も荒井知事を選挙で応援させていただいた議員の一人であります。昨年の代表質問でも、政治献金について追及しましたが、平成十九年において年間五万円を超える献金を、延べ、私の知る限りでも五十五人以上の方から受け合計三千三百万円の個人献金を受けておられます。法にのっとり正しい献金の受け方をされておられることは承知しておりますが、奈良県のトップリーダーとしてクリーンな県行政のイメージをつくるためにも、県と取引のある業者、県が発注している業者、土木建設工事の入札指名業者の役員等からの個人献金を精査し、やめられてはいかがですか。その決意をお伺いいたします。

次に、県債というべき県の借金の返済見通しについて質問します。

昨年度の一般会計決算において、借金に当たる県債の発行残高は、過去最高の九千八百二十八億円となり、財政運営の厳しさが明らかになっております。これは、生まれた赤ちゃんからお年寄りまで、百四十一万人の県民が一人当たり六十九万円の借金を抱えていることになるんです。払えといってもだれも払いません。一方、借金返済に充てる県債償還などの公債費は、県債の発行を抑えることで、前年度に比べ二十六億円の減少になったものの、金額は大きく六百九十六億円であり、これは歳出総額の一五・五%を占めています。

そこで、財政再建を進めるため、長期展望をもって県債の返済見通しを検討されてはいかがでしょう。知事の考えを質問します。

なぜこれだけの九千八百億円の借金ができてきたのか。柿本知事が、十数年間、言いかえれば、ちょっと言い方が悪いですが、国の言いなりになって公共事業、大型プロジェクト、箱物、こうしたことをそのまま受け継いで、国の三分の二の補助金があるとか交付金で返ってくるとか、そういうことの中で、結局はそのツケが十数年間で九千八百億円の借金になったわけです。そういう意味では、柿本知事がやってきた路線をなしにして、荒井知事のクリーンなやり方で行政を改革し、この県債の返済計画を立てられてはいかがでしょう。確かにこの三年間で、国は小泉内閣の三位一体改革で、奈良県も非常に迷惑し、約四百億のお金を削られてきました。そういう点では大変税収も厳しいですが、ここを何とか乗り越えてほしい、県債の返済計画を立ててほしいと思うんです。

次に、後期高齢者医療制度について質問します。

ことし四月からこの制度がスタートしましたが、住民の方から周知不足や分担がふえて、不満の声を多く聞いています。奈良県の七十五歳以上の方は約十四万人おられます。これらの住民の方々は本当に苦しい生活を強いられています。消えた年金、不明な年金など、年金問題が解決されていないにもかかわらず、これまでの税金や介護保険料に加えて、この制度で保険料が年金から天引きされておりますと。また、今まで保険料を負担していなかった被保険者の扶養家族であった方々も、保険料を分けて保険料を負担するようになっているんです。さらに、保険料がもし苦しくて払えなかった場合は、保険証を一年後に取り上げる、窓口で全額負担をしなければならない。今回、国において改善策が講じられましたが、十分なものとは言えません。高齢者の方々は、「年寄り早く死ねというのか」、「なるべく医者に行かないようにしなければ」という声が聞かれ、市町村の窓口では制度に対する憤りや不安など、多く苦情が寄せられています。私の事務所とか、近所の七十五歳のおじいちゃん、おばあちゃんから、「先生、どうなってんの、しっかりしてや」ということで怒られることがあります。政府から抜本的に制度を見直す必要があると新聞に載りましたが、そこで福祉部長に質問します。

今後は高齢者を助ける意味からも、国の改善策に加え、さらに保険料を軽減するなど県独自の取り組みが考えられないでしょうか。どうですか。お答えください。

次に、少子化対策について質問します。

奈良県の平成十九年の出生率は一・二二で、全国で東京、京都、北海道に次ぐ四番目の低さです。情けないです。どうなっているのかと。結婚しない人がふえた、また、結婚しても子育て費用を考えて産まない空気が流れている。若者の仕事の不安定、低所得も大きく影響しています。奈良県において、平成十九年の一年間で一万一千二百六十一人の子どもが誕生しております。子どもの出産に当たっては、出産が病気ではなく医療保険の対象外であるため、県内の病院では約四十五万円程度の費用がかかります。そのほかにも妊婦健診費用や出産準備品の購入費等で多大の出費が必要です。国民健康保険の被保険者の場合ですと、この出産費用のうち三十五万円については出産育児一時金として給付されますが、残りはすべて自己負担です。出産を済ませたら、次は子育てが大変です。子どもを育てるにも医療費をはじめたくさんのお金がかかります。一人の子どもさんを高校、大学を卒業させて一人前に育てるのに三千万から四千万かかると言われています。出産・子育てをする若い世代の夫婦にとっては、まだまだ年収が少ないことから、子どもを産み育てたくても、それらの費用が負担となってなかなか子どもを産めないのではないのでしょうか。私は、そのようなことは少子化の背景の一つにあると思います。

私は、以前から、乳幼児の医療費の無料化を訴えてきたところですが、昨年の八月より乳幼児に対する医療費助成が拡大され、入院や通院とも小学校就学前まで月単位で五百円、十四日以上で入院については千円と、ほぼ無料化になってきました。乳幼児を抱える若い世代から助かっているという声も聞いております。この拡充措置は非常にありがたく感謝していますと。そして、さらにもう一歩進めていただき、小学校卒業するまで医療費の助成をして無料にしていだけないかなと強く要望いたしておきます。

そこで、こども家庭局長に質問します。

少子化の進行を食いとめるため、県としても国や市町村とより一層連携を強化し、出産費用の無料化をはじめ、子育て世帯に対する経済的支援措置の拡充を図る必要があると思いますが、いかがでしょうか。

次に、防災対策について土木部長に質問します。

去年一月三十日に、上北山村の国道一六九号で発生した道路法面崩壊により三名が死亡されました。また、最近の激しい豪雨の影響による浸水被害や土砂災害が多数発生している状況です。こうした豪雨等による被害が県内でも心配です。早急な対策が必要であります。県内には洪水により相当な被害が生じるおそれがあるとされます水位周知河川が二十三河川あります。また、がけ崩れ等の土砂災害危険箇所は何と八千二百カ所あると聞いています。こうした生命・財産にかかわる浸水被害及び土砂災害の対策について、ハード整備やソフト対策など、総合的な取り組みが必要です。特に、近年の予想を上回る洪水による大きな浸水被害の発生状況を見ると、被害を可能な限り軽減するための施策が必要です。

そこで、県内及び天理市における洪水ハザードマップ公表等、防災情報の提供に関する取り組み状況について質問します。また、土砂災害について危険箇所が多く、特に天理市においても危険箇所は何と百九十一カ所あり、人家五戸以上の箇所が五十二カ所もあると

聞いています。早急な対応が必要です。県内及び天理市における土砂災害対策の状況について質問します。

次に、京奈和自動車道について質問します。奈良県内の全線整備について、この際、見直してはどうかという考え方です。土木部長の見解をお聞きします。

奈良県区間の京奈和自動車道が全線完成するまで、今から何年ぐらいかかりますか。また、今後どれくらいの事業費がかかり、県の費用負担はどれくらいになりますか。

大和北道路は延長十二キロメートル、事業費が約三千百億円で、完成までに二、三十年もかかると聞いております。県の負担金はどれくらいになりますか。この道路は一メートルをつくるのに約二千五百万円かかる。一メートルの予算で家が一軒建つ予算です。また、すべてが完成するのに三十年もかかるとなれば、恐らく私も死んでいません。この場にいられる議員の皆さん方や知事をはじめ理事者の方を含めて、この道路が完成してテープカットをすることができる方は、十数名の議員さんではないかなと。

しかし、私が言いたいのは、そのころには一般道路ががらがらになって、通行料を払ってまでこの有料道路を乗る人はいないんじゃないかなということをお願いなんです。今は開通している区間が無料だからみんな利用しています。それでも私は二、三回乗りました。結構がらがらです。もうそろそろむだな高速道路整備を見直し、この際、凍結されてはどうかと、このことを訴えたいんです。

次に、県では、文化施設等の管理運営に当たっては、民間の経営手法の活用ということで、指定管理制度の導入や民間人の登用をされてきました。いいことです。指定管理者制度導入では、民間事業者からの提案により、施設の利用実績が増加したりコストダウンを図ったりされています。すばらしい取り組みです。国際奈良学のセミナー開始時間の拡大をされたり、西奈良県民センターの利用時間が延長されたり、橿原公苑のテニスコートに料金体系の導入をされたり、いろいろ工夫されています。

また、民間人の登用については、例えば、新公会堂において新しい館長さんが任用されていますが、かなり優秀な人材と聞いております。新館長はホテルマンで、一流ホテルの支配人を歴任されていたそうですが、民間の感覚で発想され、新公会堂を管理運営されていると聞いております。これまでのホテルマンとしてのプロとしての人脈を有効に活用し、トップセールスに励んでおられると聞いております。ありがたいことです。県は、その手腕、アイデアを受け入れて発想の転換を図るべきであります。もちろん急激な改革は少し無理な点もあることを考慮する必要がありますが、まず休館日をなくす、結婚式もする、そして多くのイベントを誘致し、そして宿泊施設も併用するぐらいの発想で、行く行くは県費の補助や県負担金をゼロにしていくぐらいの先を見据えた発想の転換を図るべきであります。当然職員もすべて民間人としていくべきであると思います。

そこで文化観光局長に質問します。

新公会堂をモデルとした他の文化施設に波及させていく考えはどうでしょうか。局長のお考えを聞きたいです。お答えください。

最後に、警察本部長に質問します。

七年前、二〇〇一年九月十一日、世界の人々を驚かせた米国における同時多発テロ事件の発生以降、日本を含め世界各国でテロ対策が強化された。しかしながら、平成十七年イギリスのロンドンでの同時多発テロ事件、スペインのマドリードでの同時多発列車爆破事件など、公共交通機関をねらったテロ事件や各地でのビル爆破事件など、本当にどぎもを抜くようなテロ事件が今も続いております。

こうした状況の中で、奈良県では、ことし五月に中国の国家首席・胡錦濤さんが国賓として来県され、県警本部は短期間においてテロ対策をはじめとした諸対策を講じられ、無事に警護警備を完遂されました。また、国内では、本年の七月、G8及び主要国首脳会議であるサミットが北海道洞爺湖地域で開かれました。さらに、閣僚会議が近畿圏内においても開催されました。同会議では、G8以外の外国要人の参加も見られたことから、国際テロの格好の標的となる懸念もあり、全国警察挙げて取り組みを推進され、テロ・暴動等を封圧し、国内外の政府要人の身辺の安全を図られて、各行事が円滑に進行し終了されました。また、今月下旬に、イギリスのチャールズ皇太子が日英外交関係記念行事の一環として来日され、日本文化に親しむために、この奈良県にも来られるとのことでございます。さらに二年後の平城遷都一三〇〇年祭では、多くの政府要人が奈良県に来られるそうです。

しかし、私が心配するのは、世界各地において米国権益に関係するテロが発生していることから、イラク戦争をはじめ日本のアメリカへの追従政策が影響し、やはり日本や奈良県内でもテロが起こる可能性があるのではないかと心配です。多くの歴史的・世界的遺産があり、日本のふるさとと言える古都奈良は、一部のイスラム過激派にとって絶好の攻撃対象になるのではないかと非常に心配しております。そうした中で、県警本部として、国内外に大きな影響を及ぼさないために、皇族、政府要人に対する警護に万全を期してほしいわけですが、さらに公共公通機関、多くの人が集まる大型商業施設、観光地などをターゲットにした県民を巻き込むおそれのある無差別爆弾テロなど、国際テロに対する諸対策については、県警本部も総力を挙げて取り組んでもらいたいものです。

そこで警察本部長に質問します。

政府要人を含めた県下における国際テロ対策についてお答えください。

以上で、壇上での質問を終わります。ご清聴誠にありがとうございました。(拍手)

○議長(川口正志) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 二十九番藤本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私に対して二問ございました。

最初は、政治献金についてのご質問でございますが、昨年十二月の議会でもご質問がございましたが、そのときにもお答えいたしました面がございますが、参議院議員時代は、友人、知人を中心に集まっていたいただいたパーティーと政党助成金の配分で政治活動資金はほとんど賄うことができました。個人の政治献金はほとんどなかったところでございます。昨年は選挙がありましたので、多少事情が違っている面があるのかなと思います。私は、

政治活動の資金は、必要なだけ賄えればありがたい、必要以上のものは要らないという考えで過ごしてまいりました。ただ、知事の政治活動の資金は、個人の方々のごく少額の寄附の積み上げで賄えることができればありがたいと考えているところでございます。

知事の職にありましては、議員よりも、より厳格な政治資金の取り扱いが求められると考えております。民主政治の健全な発展の願いを込めて拠出していただいた浄財である政治資金の処理は、県民の皆様の信頼を損なうことのないよう、法にのっとり公明正大に行い、適正に処理していきたいと考えております。

数多い小口の個人献金を精査し、県と取引のある業者などからのものはやめられたらどうかのご提言がございましたが、知事の個人献金はすべて個人名でいただくことですが、私の場合、数多い個人献金者、年間三千円が圧倒的な多数でございますが、それを精査して県との取引のものを精査することは現実的にはなかなか難しいところでございます。

知事としての政治活動はできるだけ節約型にしていきたいと考えていますし、いただいた政治資金の処理は、政治資金規正法の目的であります政治活動の公明と公正さを確保することを旨とし、法の規定に基づいて適正に処理をしていきたいと思っております。

二つ目は、県債の返済見通しについてでございます。返済見通しの検討をしたらどうかということでございます。

財政の長期展望につきまして、これまで当初予算の公表時に、今後三年間の財政収支見通しとして示しております。この見通しにおいて、県債残高の今後の見込みなどを示すなど、債務管理の観点から、その内容を改善するよう積極的に研究をさせたいと思っております。

県の債務管理について見ますと、ここ数年、公共事業の縮減等に努めたため、県債残高は、この五年間で総額では三百七十億円増加しておりますが、交付税で償還が措置される部分を除けば七十三億円の増にとどまっている実情がございます。また、無尽蔵に赤字国債を発行できる国とは異なりまして、県債の発行は、建設事業の財源を賄うものと退職手当に充当する目的のものなど、法律上制限をされ、発行額にも限度がございます。さらに、財政健全化法により、実質収支赤字比率等の数値が一定の値を上回ると財政の健全化が強制される仕組みも存在しております。このように、県債につきましては、国の債務と異なり、一定の抑制機能がビルトインされているとも言えます。したがって、県の財政運営の課題としては、県債償還をいかにしていくかは重要な課題ですが、それとともに、あるいはそれよりも当面の課題としては、発生することが見込まれる多額の収支不足額をどのように調整して、自主的・自立的な財政運営を維持していくかということになってきているのが現状でございます。

このような資金繰りの観点から見れば、実際のところ、奈良県の財政状況は予断を許さないものであることは、先般、民主党の岩城議員の代表質問に対してもお答えしたところでございます。財政収支見通しにおいても、今後、毎年少なくとも四百億円の収支不足が見込まれているところでございます。

財政規律の確立に特効薬はないようでございますが、財政再建のためには、できる限りの手を尽くすことが必要と考えます。そのために、県有資産の有効活用などにより歳入の確保に努めるということが大事でございますが、歳出面につきましても徹底的なむだの排除を行う必要があると思います。また、県経済の活性化につながる諸施策を強力に推進して、将来の税収基盤を強化することも必要だと思えます。さらに、当面、国に対しましては、交付税の充実と偏在の少ない税体系の構築を積極的に主張していくこともしていきたいと思えます。

以上のようなことを、できる限りのことをしながら、県財政の再建・健全化に努めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川口正志） 稲山福祉部長。

◎福祉部長（稲山一八） （登壇）二十九番藤本議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、後期高齢者医療制度について、国の改善策に加え、さらに保険料を軽減するなど県独自の取り組みが考えられないのかとのお尋ねでございます。

本年四月から施行された長寿医療制度の保険料につきましては、運用面での改善策について検討が重ねられ、本年六月、政府与党において、低所得者への新たな軽減措置として軽減割合を最大八・五割まで拡大することや、保険料の年金からの天引きを本人の申し出により口座振替するなどの特別対策が決定されたところでございます。これらの特別対策につきましては、広域連合において、納付書で納付する方は八月分から、また、年金から天引きする方は十月分の保険料から適用し、低所得者の方にもご負担いただけるよう賦課決定を行うなど、着実な実施に努めてきたところでございます。

また、県におきましては、この長寿医療制度が円滑に運営されるよう、広域連合が実施する低所得者の保険料軽減に対する補てん等を行うための保険基盤安定化事業として約十三億円や、後期高齢者の医療費の給付に対して一部を負担するための医療給付事業として約八十四億円など、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、今年度で約百億円を措置しているところでございます。

以上のことから、さらに保険料を軽減するなど、県独自の財政助成制度を創設して対応するというのではなく、制度の設計に責任を有する国において、その改善策を検討すべきであると考えているところでございます。県といたしましては、こうしたことを引き続き国に要望するとともに、今後も広域連合や市町村と密接な連携を図りながら、制度が円滑に施行できるよう支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、このたび、厚生労働省において、高齢者医療制度に関する検討会が開催され、改善策を一年以内にまとめる方針とされており、今後はこの見直しについて国の動向を見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 高木こども家庭局長。

◎こども家庭局長（高木三起子） （登壇）二十九番藤本議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、少子化対策として、出産費用の無料化等、経済的支援についてのお尋ねでございます。

出産に要する費用につきましては、入院分娩費用をはじめ出産準備品の購入等を含めまして、平均約六十七万円かかると、そういった民間の調査結果もございます。また、内閣府が平成十七年に実施いたしました子育て女性の意識調査におきましては、少子化対策として経済的支援措置を望む回答が最も多かったという結果が出ております。そのために、県といたしましても、国に対して出産育児一時金の増額を要望いたしますとともに、正常分娩につきましても医療保険適用の対象とするよう提言してまいりました。その効果もあったのではと思いますが、出産育児一時金は、平成十八年十月には三十万円から三十五万円に、さらに来年一月には三十八万円に増額改定される予定となっております。

また、市町村と共同いたしまして、平成十七年度から子育て家庭に料金の割引等さまざまなサービスを提供していただく店舗等を募集いたしますなら子育て応援団事業を展開しております。九月末で七百二十八団体、二千六百十八店舗の登録をいただいているところでございます。

なお、現在、約三千人の県民を対象に、結婚・出産・子育てに対する意識・ニーズ等の本格的な実態調査を実施いたしているところでございます。その分析結果を踏まえまして、今後、県でやるべき有効な少子化対策を検討いたしますとともに、子育て家庭への抜本的な経済的支援策の充実についての国への要望にも活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）二十九番藤本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、防災対策についてであります。洪水ハザードマップの公表など、防災情報の提供についてのお尋ねがありました。

平成十七年に水防法が一部改正され、主要な河川については河川管理者が浸水想定区域図を作成、公表し、浸水想定区域に指定された市町村は、浸水想定区域図に避難場所や避難情報の伝搬方法などを示した洪水ハザードマップを作成することが義務づけられているところであります。奈良県におきましても、河川改修やダム建設などのハード整備とともに、これらのソフト対策を積極的に進めることとしており、水位周知河川二十三河川の浸水想定区域図を作成、公表したところであります。また、洪水ハザードマップにつきましては、作成が必要な三十一市町村のうち、ことし九月までに十二市町村が作成、公表済みであります。天理市内の水位周知河川は、大和川、布留川、高瀬川の三河川であり、これらの河川がはらんした場合に備え、天理市はことしの三月に洪水ハザードマップを公表したところであります。

次に、土砂災害対策の状況についてのお尋ねがありました。

土砂災害に対しましては、危険な箇所を周知し、円滑な避難行動につなげ、人命を守ることが最も重要であると認識しているところであります。そのため、ソフト対策では、土砂災害警戒情報の発表及び土砂災害警戒区域などの指定を進めており、平成二十年八月末現在で、全県では約千七百余カ所、天理市内においては五十カ所の区域指定を実施しております。指定した箇所では、市町村が作成するハザードマップや地域防災計画の整備を支援しております。

ハード対策につきましては、人家五戸以上の危険箇所は約二千五百カ所存在し、現在、土砂災害の危険度が高く、避難所など重要な施設がある箇所の保全を優先的に取り組んでおり、そのうち対策を実施した箇所は約二〇%であります。天理市においては、人家五戸以上の危険箇所五十二カ所のうち二カ所において対策を実施しております。現在、西門川と布留川の二カ所において施設整備を実施しているところでございます。今後ともソフト対策とハード対策を総合的に実施し、災害に強い県土づくりに努めてまいるところであります。

次に、京奈和自動車道についてでございます。奈良県内の全線完成までの期間、今後の事業費及びその県負担、大和北道路の県負担についてのお尋ねがございました。

京奈和自動車道の奈良県域は、総延長約四十八キロメートルのうち、現在約三割の約十六キロメートルが供用しており、残りの区間の供用に必要な奈良県域の残事業は約五千億円になると試算しております。完成までの年数は、国の事業でもあり、明確にはなっていないところでありますが、仮に京奈和自動車道のうち奈良県分の過去十年間の年平均事業費、これで単純に割りますと約二十年となります。奈良県としましては、国への予算の重点確保を要望し、部分的な供用も含めまして、より早期の供用を国に働きかけてまいる所存であります。

奈良県の負担額は、現在の負担率三割が継続すると仮定いたしますと、全線で約千五百億円、大和北道路で約九百億円になります。奈良県としましては、負担額が少しでも軽減されるよう、県負担の軽減策や事業コストの削減に関して国に働きかけてまいる所存であります。

次に、大和北道路の計画の見直し、あるいは凍結についてのお尋ねがありました。

大和北道路につきましては、本年二月の都市計画審議会におきまして、計画の内容、整備効果、環境影響評価の結果、そして住民のご意見等を幅広く審議され、三月に都市計画決定がなされたところであります。大和北道路に関連する交通量に関しましては、大和北道路と並行する国道二四号、奈良市杏町付近において、現在一日約六万五千台の走行があり、奈良市柏木町の交差点では著しい渋滞が見られております。これが、さらに平成四十二年には一日約七万四千台と推計しております。現在、国において、交通量の見直し作業が行われておりますが、大和北道路を整備することなく国道二四号の渋滞が改善されることは想像に難しいところではないかと思っております。

一方、平成十八年四月に開通いたしました大和御所道路の大和区間については、一日約二万四千台の交通があります。これによって、国道二四号は、一日約三千台の交通が減少し、橿原市葛本町交差点などで渋滞が解消いたしました。また、これまで細街路に流入していた車が大きく減少し、地元学校関係者から通学路の安全性が大いに向上したと評価されていると聞いております。

このようなことから、国道二四号などの幹線道路の渋滞の緩和や事故の削減、環境改善はもとより、本県の産業、観光、医療、福祉などを充実させ、安心して暮らせる地域社会の形成や地域の経済の活性化を図るために、京奈和自動車道の整備はぜひ必要であると考えているところであります。

以上であります。

○議長（川口正志） 上野文化観光局長。

◎文化観光局長（上野純一） （登壇）二十九番藤本議員のご質問にお答えいたします。

文化施設の管理運営に関しまして、新公会堂をモデルとして他の文化施設に波及させてはどうかというご質問でございます。

新公会堂につきましては、コンベンション誘致など、同館の活性化を目的に、本年四月から館長に一般公募による民間からの人材を登用したところでございます。現在、民間での豊富な経験や人脈を生かし、在阪及び首都圏の大学や研究機関、経済団体などを中心にコンベンションの誘致活動を積極的に展開していただくほか、館内レストランの改修、あるいは出店者の公募にも取り組んでいただいているところでございます。

また、このほかにも、同館の活性化の取り組みといたしまして、館職員のおもてなし力の向上、あるいは庭園を活用した、例えば結婚披露宴などの各種パーティーの企画などについても考えていただいております。新たな発想による成果について期待しているところでございます。

民間の発想を活用した文化施設の管理運営につきましては、議員もご指摘のとおり、指定管理者制度の導入、あるいは館長への民間人の登用等の手法が考えられますが、それぞれの文化施設の利用状況、あるいは特性なども考慮しながら総合的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 森田警察本部長。

◎警察本部長（森田幸典） （登壇）二十九番藤本議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、県下における国際テロ対策に関するご質問がございました。

平成十三年九月十一日に発生した米国同時多発テロ事件以降も、平成十七年七月の英国における同時多発テロ事件をはじめとして、イスラム過激派が世界各地でテロを敢行するなど、国際テロの脅威は依然として高い状況にあります。我が国も、近年、イスラム過激派であるアル・カーイダ幹部と見られる者が発した声明等で、再三攻撃対象として名指し

されているほか、アル・カーイダ関係者が不法に我が国に入出国を繰り返していたことも判明しており、我が国がテロの標的とされる可能性は否定できないところであります。

現在、当県におきまして、国際テロに関する具体的情報はありますが、入国管理局等の関係機関と緊密に連携しつつ、また、県民のご理解とご協力を得ながら情勢の変化に的確に対応した措置を講じ、テロの未然防止に万全を期しているところであります。

国際テロから県民を守るための具体的方策につきましては、国際テロに関する情報収集・分析の徹底を図るとともに、公共交通機関の安全確保のため、事業者等と連携し、ターミナル駅構内における警察官の駅頭警戒及び列車への警乗、多くの人が集まる大規模商業施設や観光地にある神社、仏閣等に対する警察官の巡回及びこれらの施設の管理者に対する自主警備の強化要請等を実施しているところであります。

また、皇族方の行幸啓やお成り、政府要人の来県に際しましては、ご対象をめぐるその時々国際テロ情勢等も踏まえ、必要な対策を講じ、不法事案の未然防止に万全を期しているところであります。今後とも、さらに情報収集・分析に努め、国際テロ対策を推進してまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（川口正志） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） 知事はじめ理事者の皆さん方、本部長、ありがとうございます。

知事ね、私は知事をいじめているんじゃないんですよ。柿本知事に、僕はもう嫌われて、このことばっかし言うてね。結局はしてくれませんでしたけど、荒井知事ならば、必ずやる気で、職員にちょっと調べさせたらすぐわかること。私でも調べられるんですから。なぜこんなことを言うているかというたら、もしこの献金もらっている人の会社の業者の中の個人の談合があった場合、知事のほんま政治生命にかかわるんじゃないかなと、そう心配をしているわけです。そういう点も踏まえて、やる気ないのかどうか。問題は、知事の気持ち一つで職員に調べさせたらすぐのことです。もう一度教えてください。

それから、経済については、総務部長と一緒に一生懸命計画を立てて、将来返済に努力してほしいと思います。

そして、知事、年間三千三百万円の政治献金では不足でしょうか。知事が、このたび、政治資金の二万円のパーティーをされると聞いております。かなりの金額を集められると聞くんですけども、市町村の幹部や県庁OBらといろんなパーティー券を販売というか、さばくために働いて動いて苦しんでいるといううわさが流れて、それは真相はどうでしょうか。その文書が私のところへ来ているんですね、怪文書がね。この怪文書はいかがなものかと、そういう点もひとつ答えていただきたいなと、こう思います。

それから、後期高齢者の医療制度の問題については、部長、さらにまた広域市町村との連携をしながら、組合と連携しながらやっていただきたいなと思います。

出産費用については、局長、国もこれはただにしてくると思うんですけど、まだまだ六十七万円要って三十八万円では足らんですわ。国の動向を見ながら、やっぱり県と市と連携しながら検討して、さらに頑張ってもらいたいと思います。

土木部長、一遍京奈和自動車道に乗ってください。もう乗らはったんですか。奈良県の人口は三十年後に三十万減ると言われているんですよ。車も恐らく僕のデータでは四分の一減るといってるんですよ。そうなれば、三十年後は渋滞や停滞がなくなって乗りに行くかどうかと、有料ならばなおさら乗りに行かなくなるん違うかと、そういう点も考慮して検討を加えていただきたいなと、こう思います。

それから、土木部長、土砂災害、八千百カ所あって緊急にせなあかんやつは二千五百ですよ。これは本当に国から金、予算を取ってでもやってもらわなあかと。天理においても百九十一カ所で五十二カ所せなあかんいうてんです。しかし、二カ所しかできてない。奈良県においても、わずか土砂災害で緊急やというて二千五百に対してわずか五百八カ所ですよ。もう一遍答えてください。これはわずか二〇%しかできてへん。天理においては四%しかできてない。三年で土木業者が二百五十社倒産しているんですよ。スーパーゼネコンの仕事をほっといて、小さな土建屋さんに細かなこの土砂災害の仕事を回す、そういう方向もどうですか。もう一度答えてください。

以上です。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） 今、ご指摘のように、土砂災害対策に対して極めて重要であると認識しております。やはりどうしても数が多いと、議員ご指摘のように大変多うございます。だからこそソフト対策というものが有効になってまいりますので、まずそのソフト対策をして、これもまだ十分ではございませんが、来年中をめぐりに指定をして、そのソフト対策とあわせてこのハード対策両面で総合的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（川口正志） 荒井知事。

◎知事（荒井正吾） まず、献金についての県との取引者の有無等を点検したらできるということでございますが、一度、去年、質問がございましたので、秘書に点検を指示しましたんですが、なかなか難しいという状況の報告を受けております。工夫ができるかどうかは引き続き検討していきたいと思っております。

それから、パーティーでございますが、私も各地域に、細々としたことではございますが、後援会を持っております。後援会は、市町村長、あるいは私の知り合いの方が多いわけでございますが、後援会の維持費が多少必要でございます。たまたま個人献金の額が底をついたということもございまして、後援会の方々に頼んでパーティー券を販売していただいた次第でございます。パーティー券の購入は県のOBの方にはお願いしたことはございません。県のOBの方や企業や団体にはお願いしなかったというふうに秘書から報告を受け

ております。個人個人にお願いをしたということでございますが、どのように券が回ったかということは、もう少し、今後、いただいた方々のことをお調べしないかんかと思いました。

個人献金の場合は、大多数が年間三千円の個人献金者になっております。知事に就任以来、また、ことしに入ってから献金の状況でございます。多額の献金はできるだけ遠慮することにさせていただきますが、いずれにいたしましても、行政の公正さにかきかかるとの疑念が生じることのないように心がけていきたいと考えております。

○議長（川口正志） 二十九番藤本昭広議員。

◆二十九番（藤本昭広） 知事ね、また点検してください、献金の方は。

二万円のパーティー、大変各市町村長、知事に言われたら断れへんで苦しんでいる状況も知っといってください。

それと、土木部長ね、実際苦しんでいる現状の災害をちゃんとやってください。

以上です。終わります。

○議長（川口正志） 次に、三十一番今井光子議員に発言を許します。――三十一番今井光子議員。（拍手）

◆三十一番（今井光子） （登壇）最後の質問になりました。日本共産党の今井光子でございます。

きょう十月一日で、三十四年間、県民に親しまれてまいりました県営プールが廃止になりました。存続を求める利用者が、ホテル誘致が決まらなければもう少し利用させてほしいとの要望が県に出され、議会にも請願が上がりましたが、残念ながら否決となりました。温水プールは、当時の奥田知事が、冬場スポーツに恵まれない県民の体位向上と家族ぐるみの余暇活動、さらには関係者の冬期訓練のためにと、わざわざ冬に間に合うようにつくられたものです。ホテル再募集では、基本協定締結が約八カ月、オープンが約一年延期されておりますが、解体撤去工事だけ日程が変わっていません。せめて半年延期できれば、もう一冬使えます。きょうをもって、これまで利用されていた方の約四割の方が楽しみにしておりましたスイミングをあきらめることとなります。知事の決断一つでどうにでもなることではなかったかと思うと残念です。来るか来ないかわからないホテル誘致にはきめ細かな思いやりをしておりますが、県民への思いやりが欠けています。利用者の要望を受けとめる立場に立てば、関係各課で知恵を絞れたのではないのでしょうか。ささやかな願いに聞く耳を持たなくては、県政の発展はありません。そのことを申し上げましてから一般質問をいたします。

まず、交通問題で知事に質問いたします。

第一はバス路線です。

今、県民の暮らしを脅かし、将来不安を募らせている問題に、バス路線が廃止され自由に移動できないという問題が起きています。十津川から人工透析を受けるために五條病院

に通院していた人は、バスの便が減って日帰りでは治療が受けられなくなりました。路線バスは住民にとって毎日の食料の調達、生活物資の購入、病院や学校への通学・通勤など、日常生活を支える命の綱です。

奈良交通の路線バスは、二〇〇一年に百七十一路線から二〇〇七年には百五十五路線へ減少しております。現在、国、県の補助金を受けて運行しております路線は二十六路線です。しかし、多くのところでは補助金だけでは賄い切れず、収支の悪化で路線廃止の危険性があります。けいはんな線の開通でドル箱だったバス事業収益が減少し、赤字路線を支え切れなくなり、かつて人口急増の北葛城郡でも高田法隆寺線が休廃止され、バス路線が廃止された沿線の地域では住むことができなくなった高齢者が子どものところに移るなど、空き家がふえてきています。広陵町では、役場の前のバス停すら路線が休廃止されてしまいました。先日、地元のバス路線、高田平端線の廃止問題で、奈良交通に行ってみましたが、存続は厳しい現状でした。

奈良交通によりますと、平成十年から平成十八年までの間、奈良県人口は百四十四万七千人から百四十一万六千人と二・一％減少、路線バスの運送人員は八千三十二万四千人から五千九百十八万七千人と二六・三％の減少、運送収入は二八・四％のマイナスです。一方、軽油の高騰は五三・五％の増です。さらに平成十九年は、一リットル九十九円のもの七月現在百三十五円、年間一千万リットル使用のため、一円上がれば一千万円の負担増になり、三億五千万円の負担増です。このままでは路線の廃止どころか企業の存亡の危機に直面するのではないかと思いました。知事は、企業誘致に熱心ですが、地元を支えてきた企業をもっと応援するべきだと思います。

地域住民の命の綱がなくなっている背景には、規制緩和があります。バス事業は免許制から許可制になり、容易に事業者になることができるようになりました。全国的にも国の補助金は、一九九四年の百十億円をピークに、〇七年には七十七億円と減らされています。これを道路の建設費と比べますと、全国平均で高速道路の建設費一キロメートル六十九億円ですので、高速道路のたった一・一キロメートル分の補助しかありません。また、地方バス維持費の補助金の対象となるのは、全国の乗合バス四万路線に対してわずか四・四％です。

奈良県では、今年度、バス生活交通対策事業費は一億八千万円で、道路建設費用四百十億円のわずか〇・〇〇四％しかありません。県民の中で運転免許証を持たないのは五十万人おります。人間の体は体内に血液が循環され、生命が保たれております。地域にとって公共交通はまさに血液です。それがとまってしまえば、地域は死んでしまいます。京奈和自動車道路大和北道路の建設には、一キロメートルあたり二百五十億円も使われます。むだな高速道路よりも、路線バスやデマンドバスなど身近な公共交通の充実にもっと予算を回し、だれもが安心して移動できる奈良県にするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

二点目は、地域公共交通の問題です。

昨年十月に、全国的な強い要望を受けまして、地域公共交通活性化及び再生に関する法律が成立いたしました。国土交通省では、地域の多様なニーズにこたえるための住民参加による協議会を設置し、パッケージで一括支援する事業が始まっています。鉄道、バス、乗合タクシーの実証運行、スクールバスや福祉バスの活用、乗り継ぎの円滑化、公共交通の利用促進が挙げられております。また、交通バリアフリー法が二〇〇〇年に施行され、高齢者、障害者の移動が重要な課題になってきました。介護を要する高齢者の移送と公共交通の連携など、地域交通計画を住民とともにつくることが重要です。それには自治体のリーダーシップが求められます。市町村では活性化の会議も始まっておりますが、肝心の地域住民、利用者が参加できていないとの声も聞きます。県として専門的立場で市町村を支援し、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を大いに活用し、地域公共交通の活性化に取り組むべきであると考えますが、奈良県の現状や今後の方向性を伺います。

第三は、公共交通への利用転換です。

公共交通の利用促進では、利用者をふやすことが必要です。利用者にすれば、極めて高い運賃と利用しにくい低いサービス水準が利用を遠ざけていることを見逃してはなりません。

その実例として、先日の体験をお話したいと思います。八月二十九、三十日に十津川村で行われました、星降る夕べに医療を語る集いに参加をするために、高田市駅から新宮行きの路線バスに乗りました。高齢の女性が眼科の帰り、御所方面に帰るのにどれに乗っていいのかわからず、私に何度も尋ねてきました。細かい案内表を見てもよくわからず、窓口で確認してやっと同じバスであることがわかり、ご一緒いたしました。二時間半も乗るバスで、リクライニングなどあるゆったりしたシートを想像しておりましたが、とても古い形のバスで、押しボタンが前の座席の高いところについて、小柄な女性は手が届かず、押してんかと頼まれました。別の人は、バスの金額が細かくて見えないために、幾らと書いてあるのかと尋ねてきました。バスに乗ることも大変です。聞こえるアナウンス、大きな文字の表示など、工夫すべき点がたくさんあると感じました。また、帰りのバスでは、十津川村から五條まで歯医者に行くのに片道千七百七十円も運賃を払っている人もおりました。この路線は、日本一長い路線バスとしてマスコミにも取り上げられ注目をされておりますが、大淀の道の駅などにもとまらず、工夫が必要だと感じました。

公共交通の利用をふやすには、高齢者が利用しやすい対策も重要です。公共交通の不便な奈良県では、高齢になって運転の不安があっても、運転しなければ買い物も通院もできない現実があり、運転免許証が手放せません。その一方で、高齢ドライバーによる事故も多く、若者の交通事故は十年前と比べて四割減っておりますが、高齢者は一・二倍とふえております。高齢ドライバーが運転免許証を自主返納した場合に、千円払うと運転経歴証明書が発行されます。それを見せれば、他府県では公共交通の割り引き、タクシー会社によるタクシー代の割り引き、デパートでの買い物を自宅まで無料配送、運送業者の送料割り引き、自動車メーカーによってはセニアカー購入時の特典が受けられます。東京都では、

文化施設来園時の特典などがあります。県としても今後検討していく課題ではないかと思
います。

県下の市町村では、広報誌にバスに乗ろうと呼びかけているところもあります。県とし
て公共交通の利用促進に向けた取り組みをお聞かせください。また、県民から広く意見募
集して利用促進対策を検討するべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、天理王寺線につきまして、土木部長に伺います。

県道天理王寺線で質問します。この道路は、王寺町本町から西大和ニュータウンを横断
し、近鉄田原本線の地下を通り、大和高田斑鳩線に出て、天理市三昧田に至る主要地方道
です。このうち河合町の長楽を通過して川西までの区間約一・六キロメートルが未整備とな
っております。河合町では、関係四大字の役員に、平成七年、二車線計画による基本ルー
トの説明が行われましたが、翌平成八年には二車線から四車線計画へ変更。地元ではルー
トなどさまざまな意見がありましたが、計画が消えたかのように全く動きがなく、平成十
六年になって、県は四車線から二車線計画の変更を四大字に説明しております。

河合町では、この事業を進めるために特命課を設置して、最重要課題に位置づけ取り組
みが行われております。現在、河合町長楽の手前で計画がストップしております。この地
域は、高田川の堤防の直下に位置しており、わずかに百軒足らずの小さな落ち着いた集落で
す。計画では三つのルート案が検討され、河合町大字長楽の集落を三つに分断するよう
なルートがコスト面から考えて有力と聞いております。しかし、このルートは、子どもの集
団登校への不安、高齢者がふえる中での交通事故の不安、さらには交通量の増加に伴う排
気ガスの影響で、地形的にも東が高田川の堤防で遮断され、大気の逃げ場がなく充満する
ことによります公害の心配もあり、地元は何のメリットもないということで地元の住民の
方々が反対しております。

環境アセスメントは、道路建設の場合、四車線以上の一般国道で延長十キロメートル以
上が法アセスメントの対象とのことですが、現在、建設計画が進められております県道天
理王寺線の場合、地元の要望があればアセスメントは可能かどうか伺います。また、アセ
スメントの内容にはどのような項目が含まれているのかお伺いします。

また、事業の進め方にも問題があります。地元から事業促進の要望が出ているというこ
とですが、住民には全く知らされておらず、長楽では住民の七五％が反対を表明しており
ます。昨年十二月に高田土木が行った役員住民説明会では、反対意見を主張するのではな
いかと思われる住民に対して、関係者が、何も意見を言わんといてと事前に口封じを行っ
たり、建設業者が土地を買いに来ており、強制執行はいつでもできると住民に圧力をかけ
るなどが起きており、このような手法に対する反感も出ております。日本共産党は、生活
道路の整備に反対する立場ではありませんが、多額の費用を投じて一たんでき上がれば、
それは半世紀以上は利用されるものです。だからこそ生活道路の整備は、住民の切実な要
求に基づき、合意納得の上で民主的に進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、食の安全につきまして、農林部長と健康安全局長に伺います。

残留農薬やかび毒に汚染された米が、酒、菓子などに加工され、一般家庭のみならず、学校給食や福祉施設にまで使われていた問題、また、中国産の牛乳にメラミンが含まれ、それを原料にしたパンやお菓子が国内で流通していた問題など、私たち消費者は不安がっぱいです。何が安心かわからない、自給自足するしかないのか、こんな声が聞かれます。

そもそも日本の国では、水とお米は一〇〇%自給が可能でした。米の輸入の必要も義務もないのに、アメリカへの配慮で九十五年から外米を輸入してまいりました。年間七十七万トンにも及びます。米を遠くから運搬し、長期にわたって倉庫に保管すれば、かびなどのリスクは当然高まります。今回の汚染米の八割は輸入米でした。これが膨大な在庫となり、国産米を圧迫し、米価下落の大きな要因になっております。輸入米の保管・輸送など、十一年間に二千六百億円もの税金が使われております。昨年の稲作農家の時間給は、前年の時給二百五十六円からさらに七十七円も下がり、百七十九円になりました。最低賃金をはるかに下回っております。離農や耕作放棄地がふえ、深刻です。安心して食べられる米は、日本の大地からの願いは、生産農家も消費者も共通しております。それに背を向けるのが政府の農業政策です。ミニマムアクセス米については輸入を中止し、米価は主食にふさわしい価格補償を行うとともに、米の減反政策を改めるよう国に要望するべきだと考えますが、どうでしょうか。

さらに、流通につきましても、小泉改革は農業版構造改革で、二〇〇三年に自民・公明・保守党の三党は食糧法を改正し、米の取り扱い業者を登録制から届出制に変え、だれでも米の流通に参加できよういたしました。また、二十精米トン未満の業者は、届け出も不要になり、政府が米流通の管理責任を放棄したことは重大問題です。旧食糧法では、米流通にかかわる業者は登録制で、集荷、卸売、小売と役割を限定し、流通ルートも決められておりました。そのため、今回、三笠フーズからの汚染米の流通ルート解明に当たり、取り扱い業者は複数のペーパーカンパニーを含むなど、現在までで三百九十社にもなっております。ところが、輸入商社ルートの汚染米は未解明で、底なしになっていくのではないかと思います。また、輸入時の食品検疫で事故米とわかった米は、積み戻し、廃棄、非食用に限定して販売のいずれかを選択しますが、農水省は経費のかかる廃棄、積み戻しをせず、非食用で買い取らせていました。そこには農水省と輸入米業者との底知れぬ癒着があります。

九月十六日、国は関係業者を公表いたしました。奈良県では二十社が含まれ、流通先の社長が自殺するなど、痛ましい事態が起きています。汚染米を知らずに食べた県民も、知らずに流通販売した業者も被害者です。汚染米を使った可能性のある企業や商品名、その時期などを公表し、現在、流通していれば一刻も早く回収するなどの安全対策を行うよう国に要望するとともに、県の検査体制や相談体制を充実するべきだと考えますが、どうでしょうか。また、業者にとっても死活問題である風評被害の防止対策はどのように行われているのか伺います。

最後に、特定健康診査について、福祉部長に伺います。

二〇〇六年の構造改革で、社会保障費を今後五年間で一兆五千億円減らすことが決められ、毎年二千二百億円が削減されることになりました。その一つが後期高齢者医療制度に基づく特定健診です。これまでの老人保健法に基づく基本健診が廃止され、四月からいわゆるメタボ健診と言われる特定健診、特定保健指導が医療保険者に義務化され、目標が課せられました。目標達成できなければ保険者にペナルティーがかけられることになり、早期発見、早期治療を目的とした健診がメタボに特化された健診に変えられ、検査項目も削減されました。従来のような心電図、眼底検査などは必要のある人しか受けられません。国はこれによって生活習慣病を二五％減らし、医療費を二兆円減らす目的です。国は、社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上増進に努めなければならないとする憲法二十五条の精神を踏みにじるものです。

昨年、三重県伊勢市のメタボ解消作戦に参加した四十七歳の課長が急死するというショッキングなことが起こりました。市では、七月から職員が率先して、メタボ待内蔵脂肪を斬るとして、市長以下腹囲八十六センチメートル以上の七人が減量目標を立て、十月には成果を公表することにしておりました。また、企業では、就職採用の際にメタボの人を外すなども起き、新たなハラスメントが心配されております。六月中旬、ニューヨークタイムズに細いウエストを探し求め膨大な数の人をはかる日本との見出しの記事が掲載されました。腹囲を第一条件にした日本の基準に当てはまる人が本当に心血管疾患を起こしやすいか不明と、厚生労働省研究班の磯博康教授は述べております。さらにNCEP基準も、腹囲と心血管疾患の関係は医学的に意味がないとされ、国際基準との乖離を疑問視する声もあると聞いております。

問題はありつつも健診の機会を使ってみずからの健康をチェックしておくことは大切です。ところが、この制度が変わったことが周知されておらず、健康保険の扶養家族など、大変かかりにくいと聞いております。また、市町村国保では、特定健康診査における国の助成基準単価が実際より低いと聞いております。市町村の財政事情によって自己負担が異なり、県内でも無料のところから二千六百円まで幅があります。本来、特定健康診査は無料で、だれでも気軽に受診すべきと考えます。国に補助の増額を求めるとともに、県としても市町村国保に対し、より一層の財政支援をするべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上で第一問を終わります。(拍手)

○議長(川口正志) 荒井知事。

◎知事(荒井正吾) (登壇) 三十一番今井議員から、私に対しまして交通問題についてのご質問がございました。交通は大変重要な課題でございます。

まず、バスについてでございますが、バスは、県民の大切な移動手段であることは十分認識しております。県内の広域的・幹線的なバス路線でございます奈良交通の二十六路線に対しまして、国と協調して約三億円の補助を行っています。さらに国の補助要件を満たさないバス路線の運行や地域におけるデマンド交通の立ち上げに対しても、県単独で約二千五百万円の補助を行っています。これらの補助金は、実は県民の大切な移動手段を守

ることが主たる目的で、バス会社の経営を守るということは直接的な目的になっていない補助制度でございますが、大切な県民の移動手段を守るという観点では、いろんな課題がございます。例えば、人口密度の低い南和地域や高齢者の多くなった住宅地域で、生活や通院のための足の確保が必要となってきたと認められております。これらの地域の交通弱者をどのような方法で守っていくのか、今までにない移送方法の採用も含めて対策を練る必要があると考えます。

なお、道路事業の整備費をバス運行費に使えというご主張が含まれておりましたが、道路整備が特におかれている奈良県におきましては、道路を使用するユーザーは道路整備に使われることを期待しており、納税者の理解を得ていくことは難しいんじゃないかという感じを持っております。

地域の移動手段の足の確保のために、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく事業がございます。この事業を活用することが、我が県にとりましても有意義なことだと考えております。同事業の主体は市町村とされておりますが、現在、県内の七地域十一市町村で事業採択をし、三地域で計画の策定、四地域で事業実施を行っているところでございます。県も、この法律に基づくそれぞれの協議会に参加をしておりますが、今後も県内の望ましい交通体系を確立するという観点がございますので、県も積極的に貢献をする努力をしていきたいと思っております。また、このような事業が採用されていない協議会のない他の市町村でも活用されるよう、積極的に働きかけていきたいと存じます。

公共交通機関の利用促進についてでございますが、三つの分野での施策を行っております。バス路線補助や車両購入費に対する補助が一つ、バス路線ごとの利用促進策の作成をして実行するのが一つ、交通結節点の乗り継ぎ円滑化を行うという施策が一つ、このような三つの分野での施策を現在のところ行っております。

バス路線ごとの利用促進策でございますが、県、市町村、バス事業者が協力して、現在、二十六路線のうち十一路線で利用者の声を聞きながら個別に評価・分析を重ね、利用促進のためのより有効な対策を立案し、その実施も図っているところでございます。また、交通結節点の乗り継ぎ円滑化としましては、JR王寺駅を例にとりまして、県が中心となり、協議会を立ち上げまして、広くアンケート調査を実施し、住民の方々のご意見を伺った上で、乗り継ぎの円滑化など公共交通利用促進のための計画策定を行っております。来年度は、実証実験を予定しております。実験の結果が出れば、効果的で応用可能な施策については、他の主要駅でも適用できるように広げていく考えでございます。

今後ともバス路線の補助につきましては継続するつもりでございますが、地域の声に耳を傾け、関係者との連携を密にして、路線全体の利便性向上や交通結節点の乗り継ぎ円滑化を図り、公共交通機関の利用促進につなげていきたいと存じます。

私としましては以上でございます。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） （登壇）三十一番今井議員からのご質問にお答えしたいと思います。

まず、県道天理王寺線のアセスメントと、アセスメントの内容にどのような項目が含まれるかについてのお尋ねがございました。

県道天理王寺線は、天理市三昧田町を起点といたしまして、王寺町本町を終点とする延長十四・四キロメートルの主要地方道でございます。今回の検討区間は、河合町内の約一・六キロメートルの区間であり、法あるいは条例に基づく環境アセスメントを実施する必要はないところでございます。しかしながら、当該区間については、都市計画の手續とあわせて任意に環境アセスメントを実施することとしております。なお、環境アセスメントの項目については、現在、検討中ではありますが、大気質、騒音、振動など、自動車の走行による沿道環境の影響などの項目を想定しているところでございます。

次に、合意納得の上、民主的に進めるべきではないかということに関するお尋ねがございました。

天理王寺線の今回の検討区間につきましては、平成十六年に二車線計画で地元の説明を行うとともに、平成十八年には地元から事業推進に向けて測量調査の強い要望を受けて地形測量を実施し、それに基づき検討した計画を昨年十二月及び本年五月に地元の説明を行ったところであります。このように、地元の要請に基づき測量に着手するなど、地元の意向を尊重して取り組んできているところでございます。今後とも事業の実施に当たっては、河合町と連携を図りながら、引き続き地元住民のご理解と協力が得られるよう粘り強く説明を行い、その上で必要な都市計画の手續を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上であります。

○議長（川口正志） 川端農林部長。

◎農林部長（川端修） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しまして、食の安全に関して、米の関係で三点ほど国に要望すべきであるが、どうかというご質問でございます。

まず、一点目のミニマムアクセス米でございますが、平成五年のウルグアイ・ラウンド農業合意を踏まえ、一定量の米について輸入機会を提供し、政府が買い入れて加工用、援助用等に販売されているものでございます。今回の事故米の問題に関しましては、政府において再発防止等の措置が講じられるものと聞き及んでおりますが、議員お述べのミニマムアクセス米の輸入中止に関しましては、国際間の合意に基づく問題であり、国の責任において判断されるべきものと考えるところでございます。

次に、米にかかる価格補償につきましては、国において、平成十九年から一定規模以上の担い手のうち、生産調整実施者に対しまして、平均収入と当該年の収入の差額を補てんする収入減収補てん対策を実施されています。生産者に対しまして、米価の価格補償をすべきとのご意見でございますが、価格補償の問題は、国の農業政策の根幹にかかわること

と認識しております、県といたしましては、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、米の生産調整に関して、本県ではイチゴやナス等の園芸作物に積極的な転作を実施してきた経緯があり、現在、全国で二番目の高い転作率が割り当てられている状況でございます。こうした中、県では生産調整の公平性を確保するとともに、農家の理解が得られるよう、農業団体や本県と同じような状況にある米の消費県と連携しながら、今後とも生産目標数量の配分の見直しを強く国に要望してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、食の安全につきまして、汚染米に関しまして、国への要望、また県の検査体制、相談体制、また風評被害の防止対策についてのご質問でございます。

事故米の不正規流通事件につきましては、その重大性にかんがみまして、早期に県内流通の正確な状況を把握し、残留農薬の検査を行い、情報提供することにより健康被害の拡大や誤った情報による風評被害の防止をする必要があると認識しております。ただ、米の流通等に関しましては、国の所掌事務となっております。地方農政局等が主体的に調査するとしておりますことから、国に対しまして、迅速かつ適切な情報開示を求めますとともに、事件の早期全容解明及び製品の回収、さらには風評被害によりこうむった損失に係る経営支援等につきまして、緊急要望を行ったところであります。

また、県民の不安の解消と誤った情報による風評被害を防止するため、県民に対しましてホームページ等を通じ、残留農薬の検査結果などの正確な情報を提供しますとともに、各保健所に設置しております食の安全相談窓口などで県民からの相談に応じているところでございます。今後も検査体制の充実に向けて、短時間で精度の高い検査結果が得られる最新の検査機器を計画的に導入し、県民への迅速かつ適切な情報提供等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 稲山福祉部長。

◎福祉部長（稲山一八） （登壇）三十一番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、市町村国保が実施する特定健康診査について、国の補助の増額や県による市町村への財政支援についてのお尋ねでございます。

従来は、市町村が、四十歳以上の住民の方に基本健康診査を実施してきたところですが、今年度、長寿医療制度の導入にあわせ、生活習慣病予防のため、市町村にかわって国民健康保険など各医療保険者が四十歳から七十四歳の被保険者を対象として、いわゆるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査を実施することとされたところでございます。

この市町村国保が実施する特定健康診査におきましては、国が定めた助成基準単価に基づき、国、県、市町村国保がそれぞれ三分の一の財政負担をしております。この助成基準単価は、市町村国保が県医師会との契約により実施する特定健康診査の契約単価より低く設定されておりまして、このため、市町村国保におきましては、三分の一以上の負担となり、受診者に一部自己負担をしていただいているところではありますが、こうした仕組みは、従来の市町村が実施しておりました基本健康診査の仕組みと何ら変わりはないところでございます。

県からの財政支援につきましては、この特定健康診査に対し一億六千二百万円を負担しており、国保全体では約百億円、長寿医療制度を含めると約二百億円の負担をしておりますことから、これ以上の支援につきましては、制度設計に責任を持つ国が行うべきものと考えているところでございます。

しかしながら、議員お述べのように、健康診査はみずからの健康チェックをする大切な機会であり、だれもが受診しやすくするためには、自己負担をできるだけ軽減することが望ましいと考えているところであります。そのためには、国の負担割合を増大することが必要であることから、国が積極的な財政対策を講じるよう要望しているところであり、今後も引き続きそのように要望してまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（川口正志） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） お答えありがとうございました。

バス路線の問題なんですけれども、本当にバスの本数が減ったり廃止されますと、地域が見捨てられたような、そんな印象を住民の方が受けとめておられるということがあります。私は、確かに今、奈良県の道路も必要だということがよくわかりますけれども、高速道路の不要不急なもの分を回して行って、そうすればもっとたくさんの方が本当に移動の手段を得ることができ、自分たちのことをわかってもらえた、見捨てられていないんだというような前向きな県政に対する信頼につながっていくんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、このバスの路線の問題を取り上げさせていただきました。

天理王寺線の問題ですけれども、アセスメントをしていただける方向だということで受けとめさせていただきました。地元の方々に強制執行もできるというふうな話があるわけですが、強制執行というのはどういう場合にできるのか、この場合強制執行できるのか、その点をもう一度確認をしたいと思えます。

食の安全の問題です。食の安全の問題では、検査機器を計画的に導入するということが局長がお答えいただきましたけれども、私は二月に質問したときにもそういうふうな答えをいただいております。計画をしている間にウナギの問題もありましたし、ギョーザの問題もありましたし、どんどんさまざまな偽装の問題が起こっておりますので、いつになったら入るのかという、もう少し具体的な目安をお伺いしたいというふうに思えます。

それから、特定健診の問題ですけれども、この特定健診と同時に、ダイエット産業が今の制度の改正のニュービジネスのビッグチャンスだというようなことでねらっているようなことがあるわけです。そして、本当に健診を必要としております、今、格差と貧困と言われておりますが、生活環境も労働環境も厳しい状態に置かれております所得の低い方、会社が首になって収入がなくて次の保険にも入れないというような、そうした方もこうした健診をしっかりと受けられるようにするべきだと思うんですけれども、もう自分から健診を受けられないと思ってあきらめている方がたくさんおります。厚生労働省のQ&Aでも、保険料を納めてない人でも受けられるというふうになっておりますので、その点をぜひ周知徹底していただきたいというふうに思いますが、その点だけ確認をしたいと思います。

○議長（川口正志） 川崎土木部長。

◎土木部長（川崎茂信） 強制執行のお話というご質問をいただきました。

今回検討している区間につきましては、今、計画固めということで、先ほど申しましたように、これから都市計画をして計画を固めます。その後に事業認定という手続を踏んで、多くの方がある程度合意された中で、さらにその後、行政代執行というような手続になっていくと思うんですけれども、細かい要件は、すいません、今ここで持ち合わせておりませんので。いずれにしましても、今の都市計画をする前にそういうことは行わないというふうに理解していただければと思います。

○議長（川口正志） 竹村健康安全局長。

◎健康安全局長（竹村潔） 検査機器につきましてはですけど、古い機器が多くて、そろえていけないといかんといいことなんですけれども、ことしといいますか、もう今月中には一台は更新できるというふうに聞いております。その後もできるだけ計画的に更新できるように努力はしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川口正志） 稲山福祉部長。

◎福祉部長（稲山一八） まず、自己負担につきましては、これにつきましては、各市町村、国保によってばらばら、ばらつきがありまして、安いところから高いところといいますか、六百円から二千六百円まで幅がございます。それから、今、議員おっしゃった保険のない方の扱いがどうなっているかにつきましては、ちょっと市町村の方の確認が県でまだできておりませんので、これは確認をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（川口正志） 三十一番今井光子議員。

◆三十一番（今井光子） 市町村の方では保険料を納めてない人でも受けられるというふうに県の方も指導していただいているのは聞くんですけれども、保険に入っていない人が、自分が今、体に不安があっても健診が受けれるかどうかというふうになりますと、もう自分は受けれないと思ってあきらめてしまっている人がたくさんいらっしゃると思うんで

す。そうじゃないということをぜひわかるように周知徹底していただきたいなということ
を要望しておきたいと思います。

終わります。

○議長（川口正志） これをもって、当局に対する一般質問を終わります。

○議長（川口正志） 次に、本日、知事から議案二件が提出されました。
議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第一〇四号

平成二十年十月一日

奈良県議会議長 川口正志殿

奈良県知事 荒井正吾

議案の提出について

議第六八号 平成十九年度奈良県歳入歳出決算の認定について

報第二四号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

以上のとおり提出します。

○議長（川口正志） 次に、議第六十八号及び報第二十四号を議題とします。

知事に、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

◎知事（荒井正吾） （登壇）ただいま提出いたしました議第六十八号は、平成十九年度
一般会計及び特別会計決算の認定についての議案であります。また、報第二十四号は、地
方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成十九年度決算に基づく健全化
判断比率及び資金不足比率について報告するものです。

どうぞ慎重にご審議のうえ、よろしくご認定いただきますよう、お願いいたします。

○議長（川口正志） 次に、議第五十五号から議第六十八号、諮第一号、及び報第二十一
号から報第二十四号を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま上程中の議第五十五号から議第六十号、議第六十三号から議第六十七号及び諮
第一号、並びに報第二十一号から報第二十三号については、十人の委員をもって構成する
予算審査特別委員会を、議第六十一号、議第六十二号及び議第六十八号、並びに報第二十
四号については、十一人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を、それぞれ設置し、
これに付託のうえ、調査並びに審査することにしたと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

お諮りします。

ただいま設置されました予算及び決算審査特別委員会の委員長、副委員長及び委員の選任については、議長から指名推選の方法により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認め、さように決めます。

よって、お手元に配布の予算及び決算審査特別委員会委員名簿のとおり指名します。

被指名人にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声起こる)

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ指名のとおり選任されました。

平成二十年九月予算審査特別委員会委員名簿 (定数十名)

委員長	二十三番	安井宏一議員
副委員長	二十九番	藤本昭広議員
委員	一番	小林茂樹議員
委員	六番	大国正博議員
委員	十二番	山本進章議員
委員	十四番	田中惟允議員
委員	十九番	中野明美議員
委員	二十七番	丸野智彦議員
委員	二十八番	岩城 明議員
委員	三十二番	田中美智子議員

平成二十年九月決算審査特別委員会委員名簿 (定数十一名)

委員長	三十四番	中村 昭議員
副委員長	三十番	田尻 匠議員
委員	三番	井岡正徳議員
委員	四番	浅川清仁議員
委員	七番	尾崎充典議員
委員	九番	宮本次郎議員
委員	十三番	中野雅史議員
委員	十七番	森川喜之議員
委員	二十一番	岩田国夫議員
委員	四十番	小泉米造議員
委員	四十三番	梶川虔二議員

○議長（川口正志） 次に、請願一件、陳情三件を上程します。

お手元に配布しております文書でご承知願います。

なお、請願は、調査並びに審査の必要があると認めますので、所管の常任委員会に付託します。

(厚生委員会)

請願第四号

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策に関する請願書

請願者 奈良市西木辻町二〇〇-二七新谷ビルニF

全国トンネルじん肺根絶原告団

竹村美登

紹介議員

辻本黎士

梶川虔二

宮本次郎

《請願の要旨》

請願の要項

- 1 トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。
- 2 トンネルじん肺基金制度を早急に創設すること。

請願の理由

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病と言われ炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事業においては、いまだに社会問題になっている状況にあります。

こうした中、十一地裁に於いて審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京・熊本・仙台・徳島・松山の五地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示されました。

昨年六月十八日には、これらの判決を受けて、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、防衛施設庁長官とトンネルじん肺根絶訴訟原告・弁護団の間でじん肺政策の抜本的転換を図ることを主な内容とする「合意書」が調印されました。

この「合意書」内容に基づき六月二十日には東京地裁・高裁にて国との和解が成立し、翌七月二十日の金沢地裁を最後に、係争中の四高裁十一地裁にて全て和解解決しました。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題です。

以上の趣旨から、国に対してトンネルじん肺根絶の抜本的な対策の実行と、「トンネルじん肺基金制度」の創設を求める意見書を提出していただくこと。

地方自治法第二百二十四条の規定により、上記の通り請願します。

(厚生委員会)

陳情第二十号

新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書についての陳情書

陳情者 奈良市学園緑ヶ丘二一八一一五

「奈良市を見まもる会」

代表 酒井孝江

《要旨》

鳥インフルエンザ（H5N1型）ウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザに変異し、世界的流行（パンデミック）になったときの対策に、多くの国民は強い危機感を持っています。

新型インフルエンザは二十世紀に三回出現し、一九一八年のスペイン風邪では、第一次世界大戦で死亡した死者数一千万人をはるかに越える四千万人から八千万人が死亡しています。

この時は弱毒性でしたが、H5N1型は強毒性です。弱毒性は呼吸器などに炎症を起こすのに対して、強毒性はウイルスが血流に乗って全身に広がり、脳や腸管、肝臓、腎臓など全身の臓器に感染し、全身感染を起こすため、致死率が非常に高くなります。

米国では半年で、カナダは四ヶ月で全国民分のパンデミックワクチン接種対策が発表されています。

与党プロジェクトチームは、半年で全国民分のワクチン製造という方針を打ち出しましたが、ワクチンの生産技術は世界でもトップクラスの日本は、もっと早く全国民分のパンデミックワクチンを作れるはずです。

スペイン風邪の際、米国で外出制限や大規模集会の禁止、大規模施設の閉鎖を速やかに行った都市では、明らかに死亡率に差が出ました。

現在の日本で首都圏の電車の運行を止めた場合と止めなかった場合とを計算したところ、首都圏の電車の運行を止めるだけで、新型インフルエンザの患者数はピーク時で四〇～六〇%まで減少でき、感染の拡大も抑えられることがわかりました。

これら社会に大きく影響する施策は、国全体で考えなければとてもできないことです。

については、次の意見書を採択されるよう陳情します。

新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書（案）

鳥インフルエンザウイルス（H5N1型）が変異を起こし、人から人に感染する新型インフルエンザになるのは時間の問題と言われている。最悪の場合、死者数は全世界で一億四千二百万人、日本での死亡者数は二百十万人と推計され、日本のGDPの四・一%、二十兆円が失われると試算されている。

多くの国民は世界的流行（パンデミック）になったときの対策に強い危機感を持っている。

新型インフルエンザ対策に関する与党プロジェクトチーム（座長・川崎二郎元厚生労働相）は六月十二日、発生後に作るワクチンは、未成年者から優先的に接種する方針を打ち出した。二十日には、▽治療薬の備蓄倍増▽ワクチン製造期間の短縮▽インフルエンザウイルス研究センターの設置――などを盛り込んだ提言をまとめ、政府に提出した。

米国を初め多くの国は、新型インフルエンザ対策はウィルスとの戦い、バイオ戦争として受け止めて対策をとっている。

スイスでは、全国民分のプレパンデミックワクチンの備蓄対策が強く進められている。

ニュージーランド、スイスなどでは全国民分の抗インフル薬タミフルの備蓄が行われており、韓国でも国の政策で非常に進んでいる。

アメリカでは半年で全国民三億人分の、カナダでは四ヶ月で全国民分のパンデミックワクチンの接種対策が発表されている。

よって国においては、国の存亡がかかった危機に対し、以下の政策を取られることを強く要望する。

記

1. 与党プロジェクトチームでは半年での全国民分のワクチン製造となっているが、カナダにならい四ヶ月以下に短縮すること。

2. パンデミックワクチンの接種などの訓練をはじめとして大規模感染時の非常事態に備えた総合計画を立てること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

奈良県議会

二〇〇八年 月 日

[提出先]

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

(厚生委員会)

陳情第二十一号

いわゆる県営プール取り壊しについての陳情書

陳情者 奈良市法蓮町四〇三一四

ジュネス新大宮B一ニ一五

吉浦幸一

《要旨》

まず、本文冒頭に申し上げたいことは県営プールを取り壊し、ホテルなどの宿泊設備を建設するとのことではありますが、では、おたずねいたしましょう。

この件について広く奈良県民・市民に対して合意（Agreement）を得たのでありましょうか。

広く県民・市民に対して合意形成もないまま「見切り発車」は、奈良県民・市民を愚弄するもの以外のなにものでもありません。

しかも、奈良市職員による、本来喫煙してはいけないところで喫煙しておられることと、昼食後、奈良市役所への帰路につかれる時に歩行喫煙をされておられるのはいかがなものかと私は考えます。

観光立県を声高に唱えながら、今なお後をたたない奈良市職員のマナーの低さ、それで、ホテルなどの宿泊設備建設ですか。

と、いうことで、以下の通りこの文書を整理して陳情のまとめといたします。

（１）県営プールの取り壊しをやめてください。

（２）奈良市職員のマナー向上のため、御県議会より、奈良市役所、職員に対して綱紀粛正の指導を徹底してください。

（３）県営プールの取り壊し中止ができないのであれば、早急に代替地を確保し、新しく県営プールであれ市営プールであれ、安価で利用できる公営プールを建設してください。

（経済労働委員会）

陳情第二十二号

燃料費高騰による漁業関係者に政府の抜本的救済を求める陳情書

陳情者 奈良市法蓮町四〇三一四

ジュネス新大宮B一二一五

吉浦幸一

《要旨》

奈良県下においては近畿圏、唯一。海に面していない県であります。それであればこそ、他府県に依存する現状にある故。燃料費高騰による漁業関係者の本年七月十五日「一斉休漁」はゆるがせにできない日本漁業の危機的状況と受け止め御議会におかれましても、政府に対し、早急に燃料費補てんなどの抜本的救済策と漁業に従事する方々の後継者確保の支援を御議会におかれましても政府に請願していただくことをここに希望するものであります。

（１）漁業関係者に政府による燃料費高騰に対しての燃料費補てんを求めます。

（２）漁業関係者に良好で働きやすい職場環境造りと収入安定のための魚の価格補償を求めます。

○議長（川口正志） 四番浅川清仁議員。

◆四番（浅川清仁） 予算及び決算審査特別委員会開催のため、明、十月二日から八日まで本会議を開かず、十月九日会議を再開することとして、本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○議長（川口正志） お諮りします。

四番浅川清仁議員のただいまの動議のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、次回十月九日の日程は、予算及び決算審査特別委員長報告、並びに各常任委員長報告と同採決とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後四時十九分散会